

古代戸籍のなかの母子

大宝二年半布里戸籍にみる戸の編成と家族

Mothers and Children in Ancient Household Registers : Families and Organization of Households in the Year 702 as Indicated in Hanyuri Koseki

田中禎昭

TANAKA Yoshiaki

はじめに

- ① 父系実態説成立の条件とその批判
 - ② 女兒のオヤコ関係と付貫形態
 - ③ 「妻」の条件Ⅰ
 - ④ 「妻」の条件Ⅱ
 - ⑤ 戸主の「世代内継承」と「妻」
 - ⑥ 「世代内継承」と寄口
- むすびにかえて

[論文要旨]

日本古代の戸は父系家族の外観を呈するが、その内部は父母+コ、父+コ、母+コのオヤコ単位の連鎖によって構成されている。国家は、こうした複数のオヤコ単位をいかにして父系的な戸に編成していったのか、その具体的なプロセスは未解明の課題である。そこで本論では、大宝二年(702)御野国半布里戸籍にみえる女性の付貫形態に注目し、この問題の検討を試みた。戸籍を精査すると、「妻」として付貫された女性は婚姻女性の一部に限られ、戸内最年長男性(ほとんど戸主)とそれに次ぐ年長男性2~3人に限定的に「妻」を同籍する原則が確認できる。戸籍上の「妻」は単なる親族名称ではなく、編戸に際して里内年長男性の配偶者に付与された地位呼称と考えられる。一方、女兒は出生時に母のもとに片籍され、父の年齢順位が上がり、母が「妻」の呼称を付与された時点で母とともに父の戸に移貫された。つまり、戸籍による女性の把握は原則として母を定点として行われており、母児の父系編成は戸籍を介して女性に「妻」の地位呼称を付与することではじめて可能になったと考えられる。また「妻」の同籍は、父系によって戸を再生産していくために不可欠の操作でもあった。当時の戸主の地位継承は父系的な「世代内継承」、すなわち年長の戸主同世代傍系親(兄弟・同党〔イトコ〕)を優先し、次に子世代「嫡子」に及ぶという継承方式によって行われていた。そこで国家は、戸主と兄弟・同党に「妻」を同籍した上でその複数の長子=「嫡子」たちを次世代戸主継承候補として確保し、同時に「妻」を若年「嫡子」の後見人に位置づけることで、戸のスムーズな父系継承を図ったのである。そして「世代内継承」によって析出された同党を越える遠縁の親族集団は寄口とされ、課丁や戸主継承候補の不足する戸に寄せ付けられた。「妻」と「嫡子」を同籍する寄口は戸主の地位継承候補と目されており、寄口と戸口の間に身分の差はなかったと考えられる。

【キーワード】 半布里戸籍、編戸、母子+夫、世代内継承、年齢原理

はじめに

日本古代の戸が家族を示すのか否かについては、戦前からの長い論争があり、これまでに膨大な研究が蓄積されている。現在までの研究史については、南部昇、杉本一樹、関口裕子、義江明子、明石一紀、荒井秀規、田中禎昭によって整理が為されており⁽¹⁾、それらを参照されたい。とりあえず、古代の戸と家族の関係という視点から従来の研究潮流を分類すれば、①郷戸が家父長的世帯共同体（あるいは父系合同家族）を反映しているとみる郷戸実態説、②房戸が父系小家族の実態を反映しているとみる房戸実態説（郷戸法的擬制説）、③郷戸も房戸もいずれも国家の人為的編成（以下、編戸と呼ぶ）によって父系家族に擬制された親族集団とみる父系擬制説（編戸説）に分かれているといえよう⁽²⁾。また近年は、④今津勝紀が「婚姻の二重構造」論をベースに、戸を父系直系の軸を持つ戸主層の世帯の下に双方向的親族を含んだ複合構造を持つ結合家族と定義する新たな学説を提示している⁽³⁾。したがって戸が父系家族を土台に編成されているか否かという論点に絞れば、戸（郷戸か房戸）を実在する父系（に傾斜した）家族の反映とみる父系実態説（①②④）と戸の父系的なかたちを国家による編戸の所産とみる父系擬制説（③）の2つの潮流に整理できるように思われる。父系実態説と父系擬制説は今日も鋭く対立するが、学説対立の過程で戸籍研究は著しく深化したともいえる。しかしその一方、国家が家族を戸に編成する具体的なプロセスや方法については、杉本一樹⁽⁴⁾や明石一紀⁽⁵⁾の若干の論及を除けば研究が乏しいのが実情で、その内容はほとんど明らかにされていない。

こうした研究状況を踏まえ、本稿では、古代戸籍のうちもっともデータの信頼性が高く⁽⁶⁾、遺存状況の良好な大宝二年（702）御野国加毛郡半布里戸籍（以下、半布里戸籍と略称⁽⁷⁾）の分析を通して、国家がいかなるかたちの実態家族をどのような方法で戸に編成したのかという問題に取り組む⁽⁸⁾。はじめに、上記の学説潮流に関わる筆者の基本的立場を述べておくならば、父系実態説には懐疑的であり、8世紀初頭の家族を「母子+夫」ととらえる見解を支持している⁽⁹⁾。それは、古代戸籍をデータベース化し丹念に調査してゆくと、戸の父系的形態が自生的に生じたとは考えられない人工性が戸籍のいたるところに見えてくるからである。本稿では、半布里戸籍の統計的分析により⁽¹⁰⁾、戸籍が父系（に傾斜した）家族を土台に編成されたものではない事実を論証するとともに、母子の小単位を父系に組み上げていく編戸の方法について新たな試論を提起してみたい。

①……………父系実態説成立の条件とその批判

日本古代の戸が戸主の父系親族を中心に編成されていることは、疑いようのない事実である。しかし、その事実から戸が父系家族を編成したと単純にとらえることはできない。本節では、考察の前提として父系家族と呼ばれる家族の条件を提示した上で、古代の戸がそれらの諸条件と適合しているか否かを検証し、その中から抽出された課題について次節以後で分析することにした。

まず父系概念の確認であるが、出自としての父系とは祖先から現存する個人に及ぶ系譜を男系で辿る親族システムを指している。しかし出自集団（親族集団）と同居単位としての家族は異なる原

理に基づく社会集団であり、地域的・歴史的にこの両者は同一の場合も異なる場合も存在し得る⁽¹¹⁾。また社会人類学の清水昭俊によれば、父系出自集団の内部構造をリネージの単位で見れば、その末端部分において母方同居家族や双方向的キンドレッドが形成されることがあり、父系概念はより多相的に理解される必要があるとされている⁽¹²⁾。一方、日本古代の戸をめぐる議論においては、戸の親族構成に双方向的キンドレッドの要素を見出し民衆社会における父系出自集団の不在を論じる吉田孝に代表される学説⁽¹³⁾と、戸の双方制的要素を認めながらも戸主層における父系直系原理の存在を主張する吉田晶⁽¹⁴⁾・今津勝紀⁽¹⁵⁾に代表される学説が鋭く対立しており、今日も未だに決着していない。本稿の背景を為すテーマは、この問題に関わる基層社会末端の古代家族の結合原理と戸の関係を紐解くことにある。

さて、日本古代の戸は戸主父系を軸に編成され、その成員に戸主および特定の親族から見た三等親（イトコ）までの広い範囲に及ぶ親族名称＝続柄が表記されており⁽¹⁶⁾、一見すると戸主からの父系出自をもとに形成された合同家族のように見える。また戸籍上の姓は男女ともに父系をたどって付与されており、律令国家が父系出自に基づく戸の編成を試みていることは間違いない⁽¹⁷⁾。この論点は、父系実態説の根拠のひとつになっている。しかし、オヤコの単位で見た場合、戸の中には父子だけでなく母子のユニットが少なからずみられ、戸全体がそれらユニットの複雑な連鎖によって構成されている事実もよく知られている。早くにこの問題をとりあげた関口裕子は、戸籍にみえる母貫＝母子の片籍（片親に子どもが付貫され両親が別々の戸に付貫される編戸形態）の中に母系紐帯の強い小家族の片鱗を見出し、父系実態説批判の論拠として提示した⁽¹⁸⁾。一方、父系実態説からは、南部昇が戸の成員を父子単位で編成する法理念（父子同貫主義）の存在とそれに基づく編戸の実態があると論じ、母貫を下層農民層に見られる造籍原理の例外ととらえ、その背後に母系紐帯の実態は見いだせないと関口説を批判した⁽¹⁹⁾。

関口説と南部説は、母子の片籍の背景に母系的小家族を見るか、農民の階層差による編戸の差異ととらえるかという違いがあるものの、いずれも編戸の基幹原理が父子同貫主義＝父系原理にあるという点に意見の相違はない。また上述したりネージ論を踏まえると、戸の中核部分が父子の出自関係で形成されているならば、末端部分に見られる母子の片籍は父系リネージの一部としても理解が可能である。しかし筆者は、編戸の基幹原理を父系原理として一元的にとらえる通説に対し、根源的な疑義を抱いている⁽²⁰⁾。そもそも法理念としての父子同貫主義の存在と地域社会の現実に適応するかたちで実施される編戸の原理は、かならずしも一致するとは限らないのではないだろうか。果たして編戸は、地域社会に実在した父系秩序に基づいて実施されたといえるのだろうか。

そこで、改めて半布里戸籍における女性の付貫形態を一から見直してみたい。戸籍上の女性のほとんどが父方の戸に付貫されているのは間違いないが、実はオヤコ単位に注目すれば、関口が指摘した母方片籍女性はもとより、父母と同籍する女性も実は母の子どもとして付貫されているの方が圧倒的に多いのである。まずは戸籍から具体的事例を拾ってみよう。検討素材として、半布里戸籍にみえる戸主・縣主族牛麻呂の戸の翻刻文を正倉院文書の記載様式に従って掲出した（参考史料参照）。

半布里戸籍では、戸ごとに前半が男性、後半が女性に分けて記載されている。この書式は、坂上康俊の研究⁽²¹⁾により、浄御原令籍式に基づく様式であったことがほぼ確実視されている。さて後半の

上政戸縣主族牛麻呂戸口卅一 正丁四 兵士一	次丁二 小子一 廢疾一	并十四 正女五	少女三 綠女一 并十七
下上戸主牛麻呂正丁五十三	次丁二 小子一 廢疾一	并十四 正女五	少女三 綠女一 并十七
次多利年十七 少丁	次小依年二 綠兒	殘疾	次吉事年廿一 正丁
戸主兄安閑年七十 耆老	嫡子得麻呂年卅三 正丁	次加都長年廿五 久瀾 殘疾	已乃弥子大嶋年二 綠兒
次古首年廿一 兵士	得麻呂子阿波年一 綠兒	戸主兄安都年五十四 一枝癡、疾	戸主妻牟下津大古賣年卅九 正女
嫡子忍人年廿二 正丁	次小人年九 小子	次加、弥賣年十一 小女	兒古屋賣年卅一 正女
兒御祁志賣年十九 少女	次加尼賣年十四 小女	安閑妻大伴部古都賣年六十七 耆女	亡妻兒古刀自賣年卅三 正女
大古賣母秦人阿古須賣年七十三 耆女	安閑妻大伴部古都賣年六十七 耆女	兒古屋賣年卅一 正女	兒部屋賣年廿七 正女
兒神人三部賣年十一 小女	次刀弥賣年四 小女	安津妻縣主族若屋女年卅九 正女	次多、弥賣年十六 小女
次目知賣年廿 少女	次大古賣年十八 少女	次多、弥賣年十六 小女	次也里都賣年十四 小女

※傍線・破線は筆者による

参考史料 戸主縣主族牛麻呂の戸

女性記載に注目すると、母子の片籍が古屋賣 31 歳と 2 人の子ども神人三部賣 11 歳・刀弥賣 4 歳の母子関係（傍線部）、および古刀自賣 33 歳とその子どもの阿刀部弥奈利賣 2 歳の母子関係（破線部）として 2 例確認できる。母の古屋賣および古刀自賣が無姓なのは、戸主・縣主族牛麻呂の姓を父姓で受け継いでいることが前提となっているからで、彼女たちの姓は縣主族であったと考えられる。一方、子どもの三部賣は神人姓、弥奈利賣が阿刀部姓をもち、戸主とは異姓であるが、これは別戸に付貫された神人姓、阿刀部姓の男性をそれぞれ父に持っていたためと考えられる。こうしたケースが戸籍にみえる典型的な母子の片籍である。ここには、関口裕子が指摘するように、付姓を通した父系出自の論理と母系に基づくオヤコ関係の論理が戸の中に重層的に現れていることがわかる。⁽²²⁾

次に片籍以外の女性たちであるが、他戸から夫の戸に移貫してきた「妻」を除けば、ほとんどが

父のいる戸に付貫されているため、一見、父系で把握されているように見える。しかしここで注目すべきなのは、これらの女性たちも母子の片籍と同様に父ではなく母を定点にして続柄が表記されている点である。たとえば戸籍表記の順に見ると、戸主牛麻呂の「妻」牟下津大古賣 49 歳には「児」御祁志賣 19 歳、「次」加尼賣 14 歳、「次」加々弥賣 11 歳の 3 人の娘がいる。一方、「戸主兄」安閑の「妻」大伴部古都賣 67 歳には「児」古屋賣 31 歳がおり、同じく安閑の「亡妻」には「児」古刀自賣 33 歳がいる。またもう一人の「戸主兄」安都（津）の「妻」縣主族若屋女 49 歳には「児」部屋賣 27 歳、「次」目知賣 20 歳、「次」大古賣 18 歳、「次」多々弥賣 16 歳、「次」也里都賣 14 歳が付貫されている。しかし、ここに見える「児」（長女）「次」（次女以下）の順番は、戸全体はもとより父の子としての出生順位をも示しておらず、直前に記された母の子として順位を表しているのである。たとえば「戸主兄」安閑には「妻」のほかに「亡妻」がいたが、父から見れば古刀自賣 33 歳が「児」、「次」が古屋賣 31 歳となる。しかし古刀自賣、古屋賣の親族名称＝続柄はいずれも「児」とされており、父ではなく、それぞれ異なる母の「児」（長女）として、母を基軸にしたオヤコ関係を明示するものとなっている。こうしたケースは半布里戸籍全体にわたってみられ、また半布里だけでなく御野国戸籍全体に貫徹する女性の付貫原則といってよい。

戸が父子同貫主義に基づいて編成されているのならば、なぜ編戸の過程で母子の片籍が生まれるのだろうか。また父母同籍の場合も女性が父ではなく、母の子としてわざわざ記載されるのはなぜなのか。これらの問題については未だ説得的な説明は為されていないように思われる。すなわち、オヤコ単位とその連鎖が戸籍全体にどのようなかたちで現れているのかという、トータルな編戸形態とそのもつ意味が読み解かれていないのである。そこで以下では、オヤコ単位をこれまでのように同籍・独籍（配偶者と子どもを同籍しない成人単独の付貫）・片籍に分類・整理する⁽²³⁾のではなく、戸籍の記載順と親族名称の表記法に忠実にしながら、戸籍によるオヤコ関係の把握に焦点を絞り、その意味を考えてみたい。なお御野国戸籍では、男子を「嫡子」「子」「次」、女子を「児」「次」と記しているので、以下、男子を子または男子、女子を児または女兒と表記し、論述を進める。

②……………女兒のオヤコ関係と付貫形態

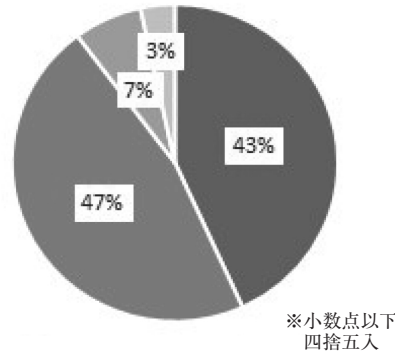
戸籍において女兒のオヤコ関係はどのように把握されているのだろうか。半布里戸籍には、戸口 476 人、寄口 75 人、婢 13 人の計 564 人の女性が付貫されている。このうち戸口は戸主との続柄、寄口は各戸の寄口の筆頭に「寄人」と表記されている者（以下、戸内の寄口筆頭者を寄口全体と区別して「寄人」と呼ぶ）との続柄が記されている。そして戸口女性・寄口女性には共通する親族名称が付与されている。すなわち、戸口と寄口は、「母」「児」（長女）「次」（次女以下的女兒）「孫」「弟」（同性の妹）「妹」（異性の妹）「姑」（ヲバ）「妻」「妾」「姪」「同党妹」（イトコ）の 11 種類の親族名称とそれらの組み合わせにより、戸内の位置関係がわかるように記されている。

しかし、これらの親族名称からオヤコ関係をたどれる者は、実はかなり限られている。いうまでもなく「妻」「妾」は男性からみた配偶者を指す続柄なので、オヤコ関係を表したものではない。また「母」「姑」は、戸主を含む男女個人から見た親世代を指す続柄⁽²⁴⁾なので、これらも「母」「姑」女性本人のオヤコを示さない。また「弟」「妹」「姪」「同党妹」からは、兄弟姉妹・イトコ・オジ・

表1 女児の続柄表記パターン（戸主・戸口）

続柄の主	続柄	人数	%
女性	母の児	127	43.2
女性	母の（児）次	137	46.6
男性	父の児	20	6.8
男性	父の（児）次	10	3.4
	合計	294	100.0

（寄人・婢を除く）



■ 母の児 ■ 母の（児）次
■ 父の児 ■ 父の（児）次

グラフ1 女児の続柄表記

オバなどの傍系親が確認できるものの、その多くは誰がオヤなのかがわからない書き方になっている。一方、それに対し「児」「次」は、オヤからみた子ども（女児）を表す続柄なので、戸籍を通して女性のオヤコ関係を国家がいかなるかたちで掌握し戸に編成しようと試みていたのか、編戸の構造を伺い知る検討素材となり得る。そこで、婢を除く女性戸口・寄口全体（551人）の53%（294人）を占める「児」「次」に焦点を絞り、その分布の統計的分析を通して、里内のオヤコ関係を編成する編戸システムの実態解明を試みる。

はじめに、戸主・戸口の女児について付貫形態の特徴を確認する。表1・グラフ1は、寄口・婢を除く戸主・戸口の女児の続柄が、母・父いずれの側から表記されているかを確認し、その人数と割合を示したものである。

表1から集計すると、半布里戸籍に記載された女児294人中、母の下に付貫された者は264人（89.8%）である。つまり、約9割の圧倒的多数の女児は母との続柄を表示するが父との関係は明記しておらず、父との続柄を表記している者は約1割の30人（10.2%）にすぎない。半布里戸籍では、女児は父ではなく母のもとでの付貫が基本である。

編戸にあたって個人を把握する場合、父系出自観念が普遍的な社会であるならば、男女ともに男性親族を中心に個人の把握が為され続柄が表記されるはずである。また、父系に傾斜した双系（方）制社会とみる学説に関して言えば、女性の約半分は男系をたどって把握されるのではないだろうか。しかし、表1・グラフ1からわかるように、女児のうちの実に9割が母との続柄を記し、女系をたどってオヤコ関係が表されているのである。

ただし、母の下に付貫された女児の中には、母だけでなく母の夫を同籍する者は多数存在している。しかし半布里戸籍では、約9割の女児について母との続柄を表記するのみで父との続柄を記しておらず、女児が母の夫のもとに付貫されていても女児の実の父か否かは分からない書き方になっているのである。古代女性史研究が明らかにしてきたように、七・八世紀は同居する母子の元に別居する夫が通う訪婚の時代であり、男女それぞれの自由意志に基づき結婚・離婚が頻繁に繰り返さ

表2 母-「児」「次」(女兒)関係の2類型

類型	母の続柄表記	人数	%
母児+夫	「妻」	187	70.8
	「妾」	5	1.9
	「亡妻」	15	5.7
	「亡妾」	2	0.8
母児片籍	「母」	18	6.8
	「児・次」	30	11.4
	「妹・弟」	6	2.3
	「姪」	1	0.4
	合計	264	100.0

れる流動的な婚姻が基本であった。⁽²⁵⁾ こうした婚姻形態を勘案すると、女兒のほとんどが母のもとに付貫されているのは、女兒の編戸に際して、まずは婚姻同居単位である母児のオヤコ関係の把握が必要とされたためと考えられる。このことは、義江明子が主張する母と娘の母系紐帯が強固な「母子+夫」の単位を戸に編成した事実を如実に反映しているように思われる。⁽²⁶⁾

では、女兒のほとんどが母を介して把握されているとしても、彼女たちは具体的にどのような親族関係のもとで付貫されているのだろうか。表2は、母の下に付貫された「児」

「次」のオヤコ関係の記載パターンを分類・集計したものである。

表2によれば、戸籍に見える母児関係は2つのタイプに分類される。一つは「妻」の児、「妾」の児、「亡妻」の児、「亡妾」の児として見えるもので、女兒が母と母の夫と同籍するケース（以下、母児+夫と呼ぶ）である。もう一つは「母」の児、「児・次」の児、「妹（男性の姉妹）」・「弟（女性の姉妹）」の児、「姪」の児として見えるもので、これらは母が夫を同籍せず自らの出生戸に女兒とともに付貫される形態（以下、母児片籍と呼ぶ）である。両者を集計すると、母児+夫は約79%、母児片籍は約21%の割合で、女兒は母の夫を同籍する者が多いが、母児片籍も約2割あり、少なからず存在しているといえる。

なお、ほとんどの女兒が父ではなく母のもとに付貫されているにもかかわらず、女兒が父系的に編成されているように見えるのは、上述したとおり母児単位の約8割が母の配偶者である父の戸に付貫されている（母児+夫である）ためである。とすれば、女兒は、母が「妻」「妾」の呼称を付与され父の戸に付貫されることにより、はじめて父方の戸に所属し父系的に編成されたのではないだろうか。この論点、すなわち女兒の付貫先を決定する要因を明らかにするためには、女兒の母がいかなる条件に基づいて「妻」「妾」の呼称を付与されたのかが理解されればよいと思われる。そこで次節では「妻」「妾」に焦点をしぼり、女性が「妻」「妾」の呼称を付与される条件とは何か、検討を試みる。

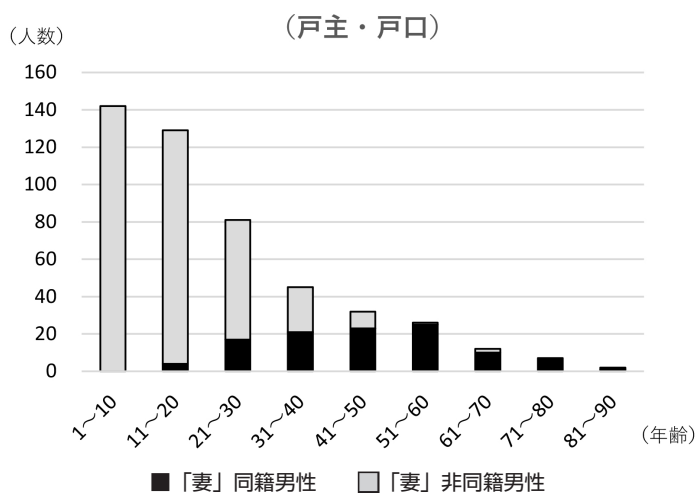
③……………「妻」の条件I—戸主・戸ロ—

「妻」と「妾」の呼称が付与されている女性は、父ではなく、すべて夫の戸に付貫されている。しかし、古代戸籍では結婚した女性全員が「妻」「妾」として夫の戸に付貫されていたわけではなく、女性の夫と別籍したまま父の戸に付貫されているケースが少なからず存在する。⁽²⁷⁾ では、女性が「妻」「妾」と呼称されるに至るには、いかなる条件が必要なのであろうか。本節では「妻」「妾」の夫とされた男性の共通性を探ることにより、この問題の究明に取り組んでみたい。

表3 年齢別「妻」同籍状況（戸主・戸口）

年齢	「妻」同籍男性	「妻」非同籍男性	合計
1～10	0	142	142
11～20	4	125	129
21～30	17	64	81
31～40	21	24	45
41～50	23	9	32
51～60	25	1	26
61～70	10	2	12
71～80	7	0	7
81～90	1	1	2
合計	108	368	476

(人数)



グラフ2 年齢別「妻」同籍状況

まず「妾」は、半布里戸籍には7戸に8人確認できるが、夫はすべて「妻」を同籍する男性に限定されている。したがって男性から見た場合、「妾」を同籍する条件は「妻」を同籍する条件の中に含まれている。「妾」自体の意味については別途検討を要するが、本節では上記の観点から「妻」を同籍する夫の条件について検討を試みる。⁽²⁸⁾

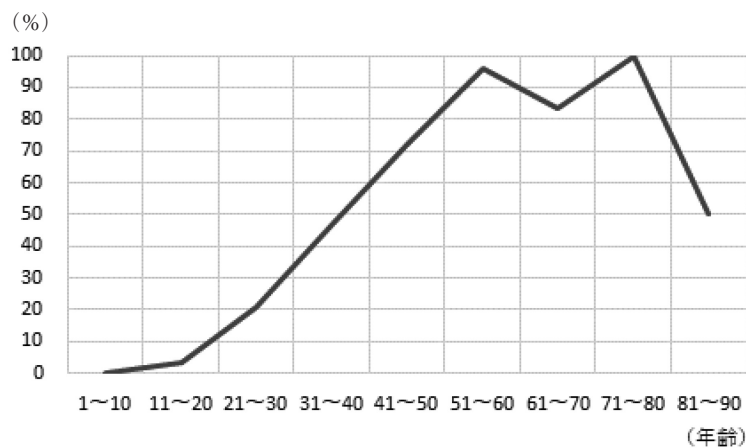
表3・グラフ2は、寄人・奴を除く戸主・戸口男性476人について、各年齢層の男性の中に「妻」を同籍する男性がどれくらいの割合で存在するのかについて確認したものである。

次に表3・グラフ2をもとに、10歳年齢階級刻みで、各年齢階級の男性の中に「妻」同籍者が占める割合（年齢階級別「妻」同籍率）を表4・グラフ3で示した。これを見ると、41歳以上の男性の場合、72%以上の高い割合で「妻」を同籍するが、30歳代では47%と半数以下に激減している。また婚姻適齢期であるはずの20歳代では、同年齢階級男性全体のわずか21%しか「妻」を同籍していない。ただし81歳以上の「妻」同籍率は、高齢だが50%に半減している。しかし、80歳代の男性は半布里戸籍に2人しか確認できず、同籍率はそのうちの1人が「妻」を同籍していない事

表4 年齢別にみた「妻」の同籍率

年齢	「妻」同籍数／ 男性数	「妻」同籍率 (%)
1～10	0	0
11～20	4／129	3
21～30	17／81	21
31～40	21／45	47
41～50	23／32	72
51～60	25／26	96
61～70	10／12	83
71～80	7／7	100
81～90	1／2	50

(戸主・戸口)



グラフ3 年齢別にみた「妻」同籍率 (戸主・戸口)

実を反映しているにすぎない。母数が少なければ確率に誤差を生じる可能性が高まるので、80歳代の「妻」同籍率を含めた検討は控えるべきであろう。

表4とグラフ3から読み取れることは、40歳代以上の長老世代の男性、とくに高齢年齢階級から順次「妻」を同籍してゆく編戸の年齢原理である。なお、こうした戸籍に見える高齢・年長者優先の「妻」同籍現象については、今津勝紀も父系実態説の視点から考察を試みている。今津は、この現象について、戸主層・年長者が夫婦同居（同籍）の安定した父系的世帯（「父系直系の軸」）を形成する一方、戸口・若年層においては妻訪婚を伴う夫婦別居（別籍）が行われるという、「婚姻の二重構造」の現れと理解している。しかし筆者は、今津とは別の解釈が可能であると考えられる。

表5は、「妻」を同籍する男性の戸主との続柄および戸主との世代関係を確認し、各続柄・各世代ごとに、「妻」同籍男性が婚姻年齢（15歳以上）にある男性中に占める割合をカウントしたものである。⁽²⁹⁾

表5 「妻」同籍男性の続柄と世代関係(戸主・戸口)

世代	続柄	「妻」同籍 男性数	世代別 集計	15歳以上 男性数	世代別 集計
戸主同世代	戸主	45	79	54	119
	戸主兄	4		5	
	戸主弟	21		35	
	戸主同党	8		18	
	戸主同党弟	1		7	
戸主子世代	戸主嫡子	12	27	39	114
	戸主子	4		43	
	戸主兄嫡子	1		4	
	戸主兄子	1		3	
	戸主弟嫡子	2		10	
	戸主甥	7		15	
戸主孫世代	戸主甥嫡子	2	2	4	4
	合計	108	108	237	237

(人数)

表5によれば、15歳以上の婚姻年齢に達した男性の中で「妻」を同籍する男性が占める割合は、戸主が最多で45/54人(83.3%)、「戸主兄」「戸主弟」「戸主同党」「戸主同党の弟」を含む戸主同世代の男性では34/65人(52.3%)、「戸主の嫡子」「戸主の子」(「嫡子」以外の男子)「戸主兄の嫡子」「戸主兄の子」「戸主弟の嫡子」「戸主甥」「戸主甥の嫡子」を含む戸主子世代以下の男性が29/118人(24.6%)となっている。つまり、戸主と戸主同世代男性に「妻」を同籍する者が多く(79/119人=66.4%)、それに反して戸主子世代以下の男性に少ない(29/118人=24.6%)という傾向が見られる。加えて、15歳以上婚姻年齢にある「戸主の嫡子」の中では「妻」同籍者は12/39人(30.7%)にとどまり、大半が「妻」を同籍していない点が注目される。

戸=父系実態説で主張されている戸の父系直系継承は、戸主の地位を「嫡子」が直系で継承していくシステムを指す。そして、父系直系継承を維持するには、中・近世の嫡系家族を見ればわかるように、「戸主」だけでなく婚姻年齢に達した「嫡子」に早期に「妻」を配し、次の「嫡子」を確保することが不可欠となる。しかし、半布里戸籍にみえる婚姻年齢に達した「戸主嫡子」の「妻」同籍率は、戸主同世代男性(「兄」「弟」「同党」)に比べて圧倒的に少ない。この点から、戸籍における「妻」の同籍は、今津が説く「戸主」-「嫡子」という戸の「父系直系の軸」を再生産する婚姻システムとしては機能していない事実が判明する。つまり、ここからうかがわれることは、戸主直系親ではなく、年長の戸主同世代傍系親に優先して「妻」を同籍する傾向なのである。この戸主と戸主同世代傍系親を優先する「妻」の同籍論理は、上述した40歳代以上の年長・高齢者に多く「妻」を同籍する現象と平行な関係にあることはいままでの(30)

次に、年齢・世代順の「妻」の同籍が具体的にいかなるかたちで現れているのか、戸別に実態を確認してみたい。表6は、断簡が残る54戸の全戸主・戸口男性(寄口・奴を除く)の年齢順位を調査し、そのうちの「妻」を同籍する男性の続柄と年齢順位の関係を表したクロス集計表である。

タテ列を続柄，ヨコ行を年齢順位とし，年齢順位1が最年長で，2，3・・・と番号が上がるにつれて年齢が低くなるように排列している。

半布里戸籍では，寄口と奴を除く1戸の男性数は最少2人（表7：戸番13・23）～最多18人（表7：戸番2）までのバリエーションがある。そして1戸構成男性人数の平均値は9人，中央値は8人となっている。一方，1戸の「妻」同籍人数の平均値・中央値は2人であるので，1戸内の男性のうち6～7人は「妻」を同籍していない計算になる。

この点を押さえた上で表6を分析する。表6によれば，「妻」を同籍する男性は戸内年齢順位1位（最年長）～6位までの間に存在するが，1位から3位までの年齢順位の男性に「妻」の同籍が集中している傾向が確認できる。すなわち，「妻」同籍男性108人中，戸内年齢順位1位の男性は47人（43.5%），2位は33人（30.5%），3位は16人（14.8%）となり，「妻」同籍男性は戸内での上位年齢順1～3位までの間で実に88.8%の多数を占めている。また，戸主の「妻」同籍は年齢順位1位が39人，2位が5人，3位が1人，「戸主兄」では年齢順位1位が3人，2位が1人となっているように，続柄単位で見ても「妻」を同籍する男性人数がほぼ年長順になっている事実が確かめられる。このことから，最年長男性を筆頭に（うち83%は戸主），年齢上位1～3位の男性に年長順に「妻」を同籍する，はっきりとした傾向が見て取れる。

しかし，高年齢者・年長世代（戸主同世代）優先の「妻」同籍傾向が存在するにもかかわらず，戸主子世代以下（「嫡子」「子」「甥」）にも「妻」の同籍がみられる。それはなぜだろうか。そこで，年齢順・世代順の「妻」同籍率の低減傾向が各戸内部で具体的にどのようなかたちで現れているのかを確認するため，表7を作成した。表7は，全54戸に見える戸主・戸口男性を戸ごとに年齢順（年長順）に排列し，戸主との続柄を示した上で「妻」を同籍する男性に網掛けを施している。

表6 「妻」同籍男性の続柄と戸内男性年齢順位の関係

続柄 \ 年齢順位	1	2	3	4	5	6	総計
戸主	39	5	1				45
戸主兄	3	1					4
戸主弟・次	1	14	4	1	1		21
戸主同党	4	4					8
戸主同党弟					1		1
戸主嫡子		5	5	1	1		12
戸主子			2	1	1		4
戸主兄嫡子					1		1
戸主兄子						1	1
戸主弟嫡子			1	1			2
戸主甥		4	3				7
戸主甥嫡子				1	1		2
総計	47	33	16	5	6	1	108

表7 戸別に見た続柄・男性年齢順位・「妻」同籍者の関係（戸主・戸口）

年齢 順位 戸番	類型 I	類型 II	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
			1	B	②	戸主 50	嫡子 20	甥 16	子 10	子 8	子 3	子 2								
2	A	②	戸主 45	弟 44	弟 37	弟 32	嫡子 19	弟嫡子 18	子 16	弟嫡子 16	弟子 16	子 14	弟子 14	弟子 12	弟子 10	弟子 10	子 4	子 2	弟子 1	弟嫡子 1
3	A	③	戸主 47	同党 34	同党弟 28	同党 19	嫡子 10	甥 4	同党嫡子 2											
4	B	②	戸主 59	甥 33	嫡子 18	子 16	甥嫡子 5	子 1	甥子 1											
5	B	①	戸主 60	嫡子 28	子 25	子 23	子 21	子 18	子 6	子 3										
6	A	②	兄 70	兄 54	戸主 53	兄嫡子 33	嫡子 26	兄子 25	兄嫡子 22	子 21	兄子 21	子 17	兄子 9	子 2	嫡子子 2	兄嫡子子 1				
7	A	②	戸主 53	弟 41	嫡子 22	子 16	弟嫡子 11	子 6	弟子 4	弟子 2										
8	B	②	戸主 60	嫡子 35	子 30	子 27	子 15	子 13	子 11	子子 10	子 5	子子 4	子子 2	子子 2						
9	A	②	同党 54	戸主 28	同党嫡子 28	同党 25	同党弟 22	同党子 17	弟 10	甥 9	甥弟 8	同党嫡子子 3	嫡子 1							
10	A	②	同党 39	戸主 26	同党 24	弟 22	同党嫡子 14	同党子 7	嫡子 6											
11	A	②	戸主 42	弟 40	嫡子 14	弟嫡子 4														
12	A	②	戸主 43	嫡子 20	同党 17															
13	B	②	戸主 66	嫡子 40																
14	B	②	戸主 44	甥 27	嫡子 21															
15	A	②	戸主 39	弟 39	弟 29	弟子 8	弟子 4	弟子 1												
16	A	②	戸主 63	弟 47	弟 42	嫡子 19	子 16	子 10												
17	A	②	戸主 52	弟 47	弟 43	弟 37	弟嫡子 16	弟子 13	嫡子 11	弟嫡子 11	弟子 9	弟子 5	弟子 5	子 3	弟子 2					
18	A	②	戸主 73	同党 33	嫡子 32	子 24	同党弟 23	同党弟 20	子 14	同党嫡子 3	同党弟嫡子 2									
19	A	①	戸主 71	弟 57	嫡子 30	弟嫡子 29	弟子 24	弟子 23	弟子 13	弟子 11	嫡子子 9	弟子子 5	嫡子子 4	弟嫡子子 4	弟嫡子子 3	嫡子子 2	弟子子 1			
20	B	①	戸主 86	嫡子 50	孫 28	嫡子子 23	甥 21	孫子 7												
21	A	②	戸主 32	弟 22	嫡子 11	子 8	子 4													
22	B	②	戸主 65	嫡子 41	子 40	子 33	子 31	孫 11	子子 9	嫡子子 8	子子 4	子子 1								
23	C	③	戸主 34	弟 25																
24	A	②	戸主 63	弟 61	弟嫡子 39	嫡子兄 31	嫡子 25	子 16	弟子 15	弟子 14	嫡子兄子 6	弟子 6								
25	A	②	戸主 56	同党 40	嫡子 29	同党嫡子 14	同党子 6													
26	A	②	戸主 68	弟 54	嫡子 37	子 27	弟嫡子 23	子 21	子 15	嫡子子 4										
27	A	②	戸主 57	弟 48	甥 28	弟嫡子 22	弟子 20	弟子 16	甥嫡子 4	甥子 1										
28	A	①	兄 73	戸主 60	甥 37	嫡子 30	兄嫡子 22	兄子 19	嫡子子 11	嫡子子 9	甥嫡子 9	甥子 6	兄嫡子子 2							

年齢 順位 戸番	類型 I	類型 II	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
			29	A	①	戸主 85	同党 64	嫡子 58	子 50	同党嫡子 35	子子 22	同党子 21	子子 14							
30	B	①	戸主 80	嫡子 45	子 41	子 38	子 37	孫 22	嫡子子 17	嫡子子 15	嫡子子 13	子子 5	子子 4	子子 1	子子 1					
31	A	②	同党 37	兄 31	戸主 30	同党弟 22	同党弟 15	同党嫡子 12	同党子 6	同党子 2	嫡子 1									
32	B	①	戸主 73	甥 58	嫡子 37	子 28	甥嫡子 28	甥子 17	甥子 10											
33	B	①	戸主 52	甥 37	嫡子 25	子 23	子 22	子 20	子 16	子 12	子 6	甥子 5	子子 1							
34	A	②	戸主 46	弟 35	嫡子 22	子 5	子 3	子 2												
35	A	①	戸主 53	同党 47	嫡子 33	子 22	甥 20	同党嫡子 19	同党子 17	同党子 15	子 14	嫡子子 12	同党子 12	甥弟 11	嫡子子 10	甥弟 3				
36	A	②	戸主 54	同党 30	嫡子 22	子 19	子 15	子 14	子 9											
37	A	②	兄 45	戸主 40	弟 36	弟 25	兄嫡子 20	兄子 14	嫡子 13	子 11	弟嫡子 8	弟子 4	子 2	兄子 2	弟子 1					
38	A	①	戸主 50	弟 40	弟 27	嫡子 23	弟嫡子 13	子 10	弟子 8	弟子 5	弟子 3									
39	B	②	戸主 42	甥 36	甥弟 24	嫡子 20	甥弟 19	甥弟甥 11	子 8											
40	A	①	戸主 73	弟 59	弟嫡子 30	弟子 24	弟子 16	嫡子 14	弟子 13	子 11	弟嫡子子 8	弟子 7								
41	A	②	戸主 60	同党 36	同党 36	嫡子 20	子 16	子 14	同党弟 8	同党子 6	同党子 4									
42	A	①	戸主 68	弟 61	嫡子 43	弟嫡子 25	弟子 22	弟子 19	弟子 16	子 9	嫡子子 8									
43	B	③	戸主 42	嫡子 20	子 16	子 15	子 13	子 9	子 2	子 1										
44	A	②	戸主 62	弟 53	嫡子 30	弟嫡子 25	弟子 22	子 17	弟子 17	弟子 2										
45	A	②	同党 45	戸主 38	同党嫡子 20	同党甥 18	同党同党 17	嫡子 15	子 14	同党子 13	同党子 11	子 5	同党子 4	子 1						
46	B	②	戸主 58	嫡子 23	嫡子子 3															
47	B	①	戸主 77	甥 38	甥 35	甥嫡子 15	甥嫡子 13	甥子 13	甥子 10	甥子 8										
48	B	①	戸主 55	嫡子 33	甥 24	子 22	甥弟 19	甥弟 15	甥弟 15	嫡子子 11	嫡子子 8	子 3	嫡子子 3	嫡子子 2	子 1					
49	A	③	戸主 44	弟 32	嫡子 23	子 12	弟子 4	子 3												
50	A	②	戸主 30	弟 23	同党 20	弟 18	弟 16	同党弟 16	弟 15	弟 13	弟 12	弟嫡子 7	弟子 6	弟嫡子 6						
51	A	②	同党 59	戸主 48	嫡子 25	同党嫡子 25	子 14	子 14	同党子 14	子 13	子 11	子 4	子 3							
52	A	①	戸主 47	弟 42	弟 37	弟 28	嫡子 20	子 16	子 13	弟嫡子 10	子 8	弟嫡子 8	子 7	弟子 7	弟嫡子 3					
53	B	①	戸主 69	甥 57	甥 49	甥嫡子 30	甥嫡子 22	甥子 19	甥子 17	嫡子 13	甥子 13	子 11	子 8	甥子 8	孫 6	甥子 4	甥子 3	子 2		
54	B	①	戸主 58	嫡子 31	子 29	子 23	子 19	子 18	子 14	子 11	子子 3									

表7をもとに各戸にみられる男性戸口の構成（編戸類型）を整理すると、次の3パターンに分類できる（表7「類型Ⅰ」・表8）。

A 戸主+戸主同世代男性+戸主子世代以下男性 35戸（うち「妻」同籍戸33戸）

B 戸主+戸主子世代以下男性 18戸（うち「妻」同籍戸17戸）

C 戸主+戸主同世代男性 1戸（「妻」同籍なし）

次に、「妻」を同籍する戸主子世代以下の男性がABCの編戸類型にどの程度含まれているのか、分類・集計する（表7「類型Ⅱ」・表8参照）。

表8 男性戸口の編戸類型

戸の世代構成	「妻」の同籍	①子世代以下男性が「妻」を同籍	②戸主世代男性のみ「妻」を同籍	③「妻」同籍なし	合計戸数
A 戸主+同世代男性+子世代以下男性の戸		8	25	2	35
B 戸主+子世代以下男性の戸		9	8	1	18
C 戸主+同世代男性の戸		0	0	1	1
合計戸数		17	33	4	54

※ A～Cは表7「類型Ⅰ」、①～③は表7「類型Ⅱ」と対応

表8によれば、戸主同世代（「兄弟」「同党」）を含む戸（A・C）は36戸で、子世代以下（「子」「甥」「孫」「甥の子」「同党の子」）だけで構成される戸（B）18戸の2倍ある。つまり、半布里では同世代傍系親を含む構成が多数派である。このうち、問題の戸主子世代以下の男性が「妻」を同籍する戸（①）は、同世代男性を含む戸（A）8戸、子世代以下のみで構成される戸（B）9戸の計17戸存在している。

そこで次に、戸主子世代以下の男性が「妻」を同籍する17戸（AB-①）の特徴を検討する。表9は、「妻」を同籍する戸主子世代以下の男性を含む戸（全17戸）について、戸主同世代の男性が当該戸に何人含まれているかを集計したものである。

表9 戸主子世代以下男性が「妻」を同籍する戸（A+B）

戸内戸主世代男性	戸数（実数）	戸数（%）
戸主のみ	9	52.9
戸主+同世代男性1人	6	35.3
戸主+同世代男性2人	2	11.8
戸主+同世代男性3人以上	0	0.0
合計	17	100.0

表9によれば、戸主同世代男性が3人以上付貫されている戸には、「妻」を同籍する戸主子世代以下の男性を含む戸は1戸も存在しない。しかし、戸主同世代男性2人付貫の戸になると2戸、1人付貫の戸になると6戸、戸主1人だけの戸になると9戸において、「妻」同籍子世代男性が確認される。ここには、戸内の戸主同世代男性数が減少するにつれて、「妻」を同籍する子世代以下の男性数が増加していくという、相関関係が認められる。このような戸主同世代男性数と「妻」同籍子世代男性数の相関性は、上述の戸内男性年長順の「妻」同籍傾向と密接に関連していると考えられる。

まず戸主世代男性は戸主子世代男性よりも多くの場合年長になるので、戸主世代男性が3人（戸主を含めて4人）以上になると、たとえ戸主子世代男性が付貫されていても彼らの戸内年齢順位は4位以下となってしまう。上述のごとく「妻」の同籍はおおよそ年齢順位1～3位の年長男性に限定されているので、年齢順位4位以下の戸主子世代男性には「妻」は同籍されず、戸主世代男性だけに「妻」が同籍されることになる。しかし戸主世代男性が2人（戸主を含めて3人）以下の戸になると、戸主子世代男性は年長順位3位以上に繰り上がり、それに伴って戸主子世代男性に「妻」が同籍されることになるのである。したがって若干の例外はあるものの、年長者優先の「妻」同籍原理があるにも関わらず戸主子世代以下の男性に「妻」が同籍されているのは、戸内に戸主同世代年長男性が少ないか付貫されなかったため、子世代男性の戸内年齢順位が上昇し、その結果、「妻」同籍条件に適合したことによると考えられる。

要点をまとめておきたい。まず戸主同世代男性に「妻」の同籍が多い理由は、彼らが戸主に次ぐ戸内で高い年齢順位に位置するためである。戸主同世代男性が戸内年齢順位上位1～3位を占めている間は、「妻」を1戸につき2～3人に限定する原則から、同世代の男性にのみ「妻」が同籍される。しかし、やがて年長の戸主同世代男性が死亡し、「嫡子」など戸主子世代男性が戸内の年齢順位を上げていくと、漸次、子世代男性に「妻」が配されてゆく。その結果、戸主同世代+子世代の2世代にわたる「妻」同籍が見られるようになる。さらに世代交代により、戸内からすべての戸主同世代男性がいなくなると、戸主子世代男性だけが「妻」を同籍するようになる。以上の点から、戸主同世代（年長世代）を優先し戸主子・孫世代（若年世代）へと漸次的に移行する、まさに「妻」同籍の世代原理ともいべき編戸の論理が存在したと結論できるのである。

④……………「妻」の条件Ⅱ—寄口—

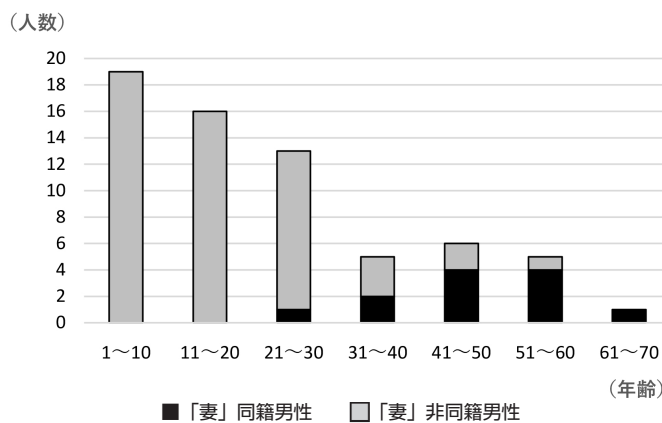
次に、寄口における「妻」の条件について検討する。まず戸主・戸口と同様に寄口の10歳年齢階級別に見た「妻」を同籍する男性数と同籍率について、表10・グラフ4、表11・グラフ5を作成し分析する。

寄口の年齢別実数（表10・グラフ4）をもとに作成した表11・グラフ5から、寄口は61歳以上の高齢者の「妻」同籍率をもっとも高く（100%）、以下、年齢階級の低下とともに同籍率が低くなってゆくという、戸主・戸口と同じ傾向が見られる。40歳代では、戸主・戸口の同籍率72%、寄口のそれが67%で、同籍率自体も似通った数値となっている。年齢階級との関係でみた、高齢・年長順の戸主・戸口の「妻」の同籍と寄口の「妻」の同籍は同じ傾向を示しているとみてよい。

表10 年齢別「妻」同籍状況（寄口）

年齢	「妻」同籍男性	「妻」非同籍男性	合計
1～10	0	19	19
11～20	0	16	16
21～30	1	12	13
31～40	2	3	5
41～50	4	2	6
51～60	4	1	5
61～70	1	0	1
合計	12	53	65

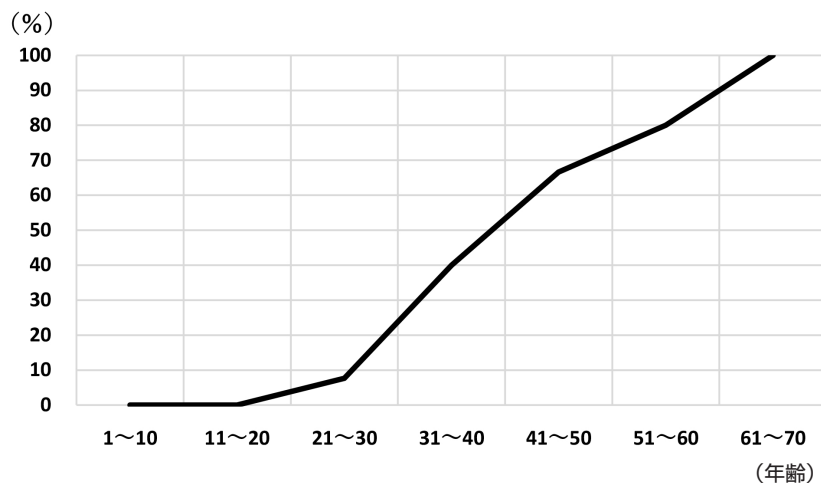
(人数)



グラフ4 年齢別「妻」同籍状況（寄口）

表11 年齢別「妻」同籍率（寄口）

年齢	「妻」同籍数／男性数	「妻」同籍率 (%)
1～10	0	0
11～20	0	0
21～30	1 / 13	8
31～40	2 / 5	40
41～50	4 / 6	67
51～60	4 / 5	80
61～70	1 / 1	100



グラフ5 年齢別にみた「妻」同籍率（寄口）

次に、寄口の「妻」がいかなる親族にどの程度同籍されているかを確認する。戸主・戸口と同様に、寄口についても続柄と年齢構成との関係を確認するため表12を作成し、それを元にして続柄を共有する男性ごとに「妻」を同籍する人数を集計し、合わせて15歳以上婚姻年齢男性総数と対比した(表13)。

表12 戸別に見た続柄・男性年齢順位・「妻」同籍者の関係(寄口)

年齢順位 戸番	1	2	3	4	5	6	7	8
1	寄人 46	寄人嫡子 2						
2	寄人 28	寄人弟 21						
9	寄人 21							
11	寄人 35	寄人弟 29	寄人弟 20	寄人弟子 2				
12	寄人 33	寄人弟 28	寄人嫡子 2					
13	寄人 51	寄人 44	寄人嫡子 28	寄人子 14	寄人子 8	寄人甥 5	寄人嫡子 3	
14	寄人 29	寄人弟 24	寄人子 4					
15	寄人 55	寄人嫡子 27	寄人子 25	寄人子 16	寄人子 15	寄人子 13	寄人子 10	寄人子 8
16	寄人 34	寄人 29	寄人嫡子 5	寄人子 3				
21	寄人 36	寄人 19						
23	寄人 48	寄人弟 42	寄人嫡子 11	寄人子 8	寄人弟子 3			
25	寄人 60							
34	寄人 19							
45	寄人 65	寄人嫡子 30	寄人子 15	寄人嫡子子 2				
46	寄人 47	寄人弟 26	寄人弟 20	寄人弟 17	寄人弟 13			
47	寄人 52	寄人嫡子 19	寄人子 17	寄人子 9	寄人子 6	寄人子 1		
48	寄人 12							
49	寄人 53							
50	寄人 42	寄人 18	寄人 6	寄人嫡子 3				
52	寄人 34							

表13 「妻」同籍男性の続柄と世代関係(寄口)

世代	続柄	「妻」同籍男性数	世代別集計	15歳以上男性数	世代別集計
同世代	寄人	10	12	23	32
	寄人弟	2		9	
子世代	寄人甥	0	0	0	9
	寄人嫡子	0		4	
	寄人子	0		5	
	寄人弟子	0		0	
孫世代	寄人嫡子子	0	0	0	0
	合計	12	12	41	41

表13によれば、寄口の続柄は筆頭者の「寄人」を中心に「寄人」同世代の「弟」、子世代の「嫡子」「子」「甥」「弟の子」、孫世代の「嫡子の子」が戸籍上に見え、一般戸口より規模が小さくなっているが、戸口と同様の構造を示している。つまり寄口における「寄人」の位置は、戸口における戸主に相当する。このうち「妻」は12人の寄口に同籍され、その内訳は10人(83%)が「寄人」、2人(17%)が「寄人の弟」となっている。

次に、15歳以上の「寄人」・「寄人の弟」それぞれの中で、「妻」を同籍する男性がどの程度存在するかを確かめると、「寄人」は10/23(43.5%)、「寄人の弟」では2/9(22.2%)となっている。一方、寄口の子・孫世代男性には「妻」同籍者は1人もおらず、「寄人」本人と「寄人の弟」という、同世代傍系親に集中して「妻」が同籍されていることがわかる。寄口は、構成員の規模が小さい分、戸主・戸口よりも「妻」同籍の年長同世代優先原則が鮮明に現れていると言えるだろう。なお、寄口が編戸においていかなる役割を付与されているのかという問題が残るが、この点については後述したい。

以上、戸主・戸口と寄口双方の検討を通して、「妻」が高齢男性から、順次、世代・年齢順に同籍されていたこと、その背景に戸主・戸口と寄口それぞれにおいて、原則として最年長男性を戸主・「寄人」とし、その同世代親族(「兄」「弟」「同党」と子世代親族(「嫡子」「子」「兄弟の子」「甥」)のうち、上位2~3番目までの年齢順位に位置する男性に優先的に「妻」を配する編戸の論理が存在したことを論じた。

では、戸籍では、戸主・戸口・寄口を問わず、なぜ「妻」を同籍する男性を少数の年長者に限定しているのだろうか。この問題について、筆者は旧稿⁽³¹⁾で指摘した戸主の地位継承と戸の再生産(戸の継承)の構造が深く関わっていると考えている。そこで改めて半布里戸籍における戸主の地位継承原理を論じ、「妻」が年長世代の男性に優先的に同籍された理由を明らかにする。

⑤……………戸主の「世代内継承」と「妻」

編戸によって一里五十戸制を維持するためには、戸主の地位継承が不可欠である。誰をどの戸に所属させるのかという編戸が戸主の決定から始まることは、すでに吉田孝、杉本一樹、明石一紀によって明らかにされている。戸主の任用と地位継承の基準がなければ、造籍年が訪れるたびに国家は無原則に戸主を定めなければならなくなり、造籍事務全体がきわめて煩瑣になって編戸自体が困

難になると予想される。そこで問われるのが、国家はどのような基準で戸主を定め、地位の継承を認めていたのかという問題である。

戸主の地位継承については、現在、「兄弟」相続説（以下、「兄弟」継承説と呼ぶ）と「嫡子」相続説（以下、「嫡子」継承説と呼ぶ）が対立している。南部昇⁽³⁴⁾や飛内悠介⁽³⁵⁾は、戸籍には伯叔父が原則として不在であり、その現象は戸主の地位継承が「兄弟」継承でなければ説明できないと指摘する。この議論は極めて説得的であり、筆者も「嫡子」の優先継承説は成立しないと考える。しかし、戸主の傍系継承は南部・飛内両氏が指摘する「兄弟」継承にとどまるものではなく、父系「同党」を含む戸主同世代傍系継承であったと推察される。

旧稿で筆者は半布里戸籍の統計的整理により、全体傾向として戸主が里内の40歳以上の年長者を優先して年齢順に選ばれている事実を証明した。こうした戸主の年長順の選定原理は半布里戸籍だけでなく、他戸籍、たとえば養老五年（721）下総国戸籍にも見られる現象であり、編戸の年齢原理は地域・時期を超えて古代戸籍に貫徹する基本原理と考えられる。したがって、国家は「同党」までの親族を含みうる戸について、戸主を最年長者とする親族構成の再生産を図っていたと考えざるを得ず、それを可能にする戸主の地位継承は必然的に「兄弟」「同党」を含む年長順の傍系継承となるのである。とりあえず、こうした戸主同世代を優先する地位継承を「世代内継承」と仮称しておく⁽³⁷⁾。以上の論点を踏まえ、戸籍における親族名称の現れ方を手がかりに、「世代内継承」のかたちについて半布里の戸をモデルに検証してみたい。

戸内の戸主同世代傍系親が尽きた場合、戸主を最年長とする年長順の戸が再生産されるにはいかなる継承がなされる必要があるだろうか。この点について、戸番7・縣主族安麻呂の戸を例にとり、シミュレーションを通して検証してみたい（図1）。

「世代内継承」では、①戸主縣主族安麻呂が十年後に死亡したと想定した場合、年長男性である「弟」の犬麻呂が次の②戸主となる。この時、犬麻呂以外の男性親族でもっとも年長になるのは①戸主安麻呂の「嫡子」（②戸主犬麻呂の「甥」）安倍32歳、次に②戸主犬麻呂の「嫡子」知麻呂21歳とな

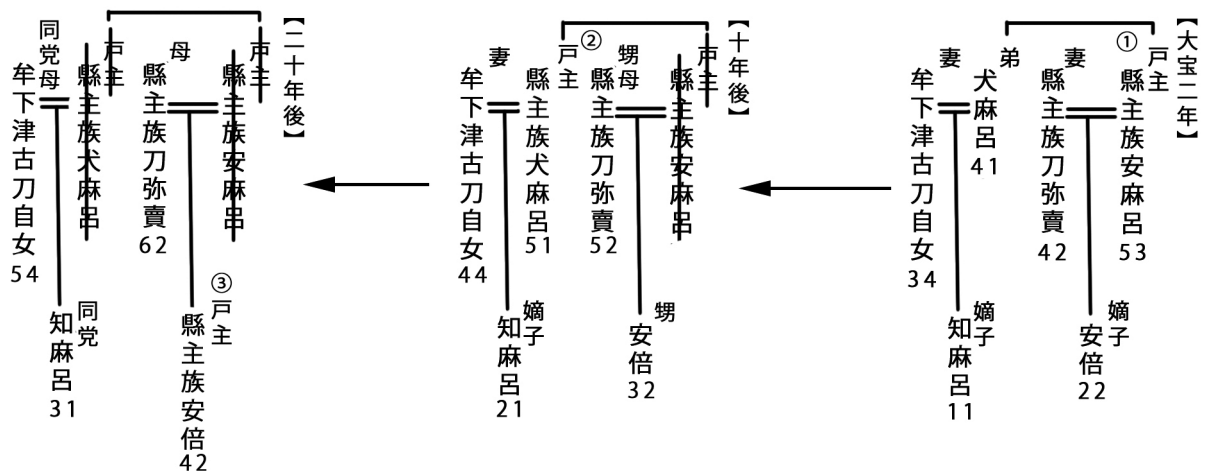


図1 戸番7・縣主族安麻呂戸の戸主地位継承シミュレーション I

る。さらにその十年後、②戸主犬麻呂が死亡した場合、戸主の地位継承は子世代に移り、②戸主犬麻呂「甥」の安倍が42歳で新たな③戸主に就任する。この時、②戸主犬麻呂「嫡子」の知麻呂は③戸主安部の年下の「同党」と位置づけ直されることになる。戸主の地位継承資格をもつ「嫡子」は兄弟中の長子であり、また多くの場合、兄（戸主）の「嫡子」が弟の「嫡子」より年長になることはいうまでもない。したがって「世代内継承」によって年長順に戸主の地位を継承してゆくと、下位世代の戸主はその傍系親（「弟」「同党」）よりも年長となる。おそらく、こうした戸主の地位継承の結果成立した年齢順の関係が、戸主が年下の同世代男性親族（「弟」「同党」）を同籍する実際の戸の付貫形態に反映していると考えられる（表7：戸番2・3・7・11・15・16・17・18・19・21・23・24・25・26・27・29・34・35・36・38・40・41・42・44・49・50・52の27戸）。

ただし、半布里戸籍には戸主より年長の男性傍系親を同籍しているケースが9例存在する。内訳は、「戸主兄」を同籍する戸が4戸（5人：戸番6・28・31・37）、戸主より年長の「同党」を同籍する戸が5戸（5人：戸番9・10・31・45・51）である。しかし、これら9戸が戸主より年長者を同籍する理由についても「世代内継承」によって説明が可能である⁽³⁸⁾。まず年長「同党」を同籍する5戸であるが、これらのうち戸番45・51の「同党」は姓を記載された有姓者である。御野国戸籍にみえる有姓者は戸主女系親族と考えられており、父系継承を前提とした戸主の地位継承には初めから候補となっていなかった可能性が高い。したがって問題は残る3例（戸番9・10・31）となる。これらはいずれも無姓であるから戸主の父系親族と推定されるので、年長者優先の地位継承原理の存在にもかかわらず、なぜ戸主とならず年長「同党」として戸籍に位置づけられているのか、改めて説明が求められる。実はこの現象の中に、世代・年齢論だけでは解き得ない「妻」の地位と関わるもうひとつの「世代内継承」原理の特質が現れていると考えられる。

「世代内継承」では、上述のとおり戸主の地位は年齢原理に基づき、まずは40歳以上の年長同世代親族である「弟」「同党」に継承されるが、「弟」「同党」が付きた後は戸主子世代に継承権が移行する。その時点で戸主の継承権を優先的に保持する存在が、子世代年長の「嫡子」である。ただしこの場合の「嫡子」は、戸主の長子1人ではなく、「戸主兄」「戸主弟」「戸主同党」「戸主甥」にもそれぞれ「嫡子」が置かれている点に留意する必要がある（表7参照）。つまり、戸主子世代における戸主の地位継承権は「戸主の嫡子」だけでなく、「戸主兄の嫡子」「戸主弟の嫡子」「戸主同党の嫡子」が等しく有していた可能性が高い。このような複数の子世代地位継承者＝「嫡子」の存在は、古代王権における皇太子制成立以前における複数王位継承候補者＝大兄と類似している側面がある。

それでは、戸主は複数の「嫡子」の中から年齢条件（年長者）だけで選ばれていたのだろうか。この点については、「嫡子」の条件を明快に解明した荒井秀規の研究が参考になる⁽⁴¹⁾。荒井は「嫡子」と戸主「妻」「妾」の関係を検討し、「妻」の長子が「嫡子」「嫡子」の母が「妻」という関係が成り立ち、「妻」が死亡すると「妾」であった別の女性が「妻」の地位を与えられ、その長子を新たに「嫡子」に立てる原則があったと指摘している。「妻」が戸主だけではなく年長の「戸主兄」「戸主弟」「戸主同党」にも立てられていたことを踏まえるならば、荒井のいう「妻」と「嫡子」の関係は「戸主兄」「戸主弟」「戸主同党」と「妻」の関係としても理解できよう。つまり、戸主および戸主同世代男性の「嫡子」の条件は「妻」の長子となることであり、母である「妻」の存在が「嫡

子」の地位を保証しているといえるのである。そしてこの独特な地位継承システムによって、戸主年長「同党」が生み出される理由を解き明かすことが可能になる。

そこで、ふたたび縣主族安麻呂の戸を例にとったシミュレーションにより、年長「同党」発生の必然性を明らかにしてみたい（図2）。

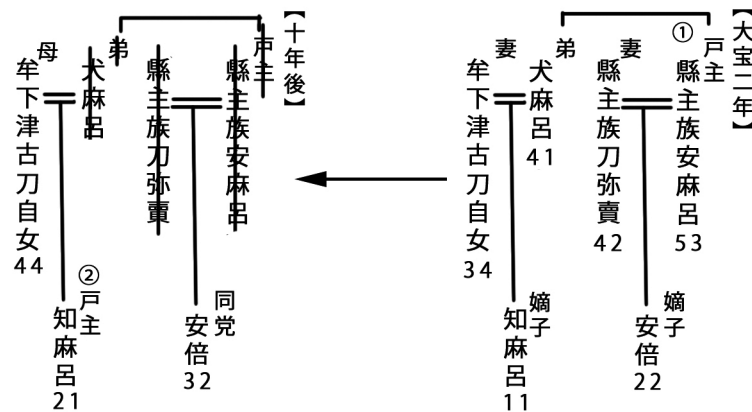


図2 戸番7・縣主安麻呂戸の戸主地位継承シミュレーションⅡ

図2では、十年後に①戸主縣主族安麻呂が死亡し、加えて「弟」の犬麻呂、戸主「妻」縣主族刀弥賣の2人も亡くなっているという条件を設定し、「世代内継承」による戸主の地位継承パターンをシミュレーションしている。この場合、戸主の地位は子世代の「戸主嫡子」安倍と「戸主弟嫡子」知麻呂の2人のいずれかが継承することになる。年齢は安倍が知麻呂より11歳年長であるので、一見、安倍の方が地位継承の上で有利に見える。しかし上述した「嫡子」の条件に従えば、戸主「妻」縣主族刀弥賣が死亡した時点で安倍は「嫡子」ではなくなるので、刀弥賣の死後、「嫡子」は生存中の「妻」（知麻呂の母）の長子として知麻呂だけになる。かくして②新戸主の地位は「戸主弟嫡子」知麻呂が襲い、戸主縣主族安麻呂「嫡子」安倍は②新戸主知麻呂の「同党」と位置づけ直されることになる。この時点で②新戸主知麻呂は21歳、「同党」安倍は32歳となり、「同党」が戸主より11歳年長となる。

以上のシミュレーションから、戸主の年長「同党」が存在するのは、「妻」の変更に伴う子世代地位継承候補者である「嫡子」の立て替えに起因していると推察される。かくして発生した年長「同党」のケースが戸番9・10・31の3戸の事例であろう。ここでは、「嫡子」の母（「妻」）の存在が若年「嫡子」の戸主任用を後押ししている点が重要なポイントとなる。

次に、「戸主兄」⁽⁴²⁾が発生するプロセスについても検証してみよう。「戸主兄」の発生は、半布里戸籍に唯一見える戸番24の「戸主嫡子兄」が解明の糸口を与えてくれる。「妻」（母）の存在が「嫡子」の条件であるならば、「嫡子兄」は存命の「妻」の長子ではなく、死亡等により不在の前「妻」の長子となるのではないだろうか。そして、「弟の嫡子」⁽⁴³⁾が戸主になれば「嫡子兄」はそのまま「戸主兄」となるはずである。

この点について、戸番24・戸主神人牧夫の戸の地位継承シミュレーションによって検証を試みる(図3)。

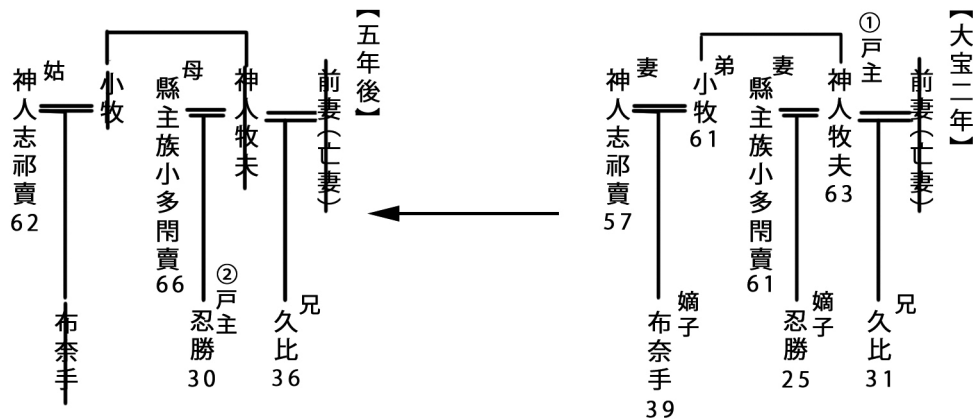


図3 戸番24・神人牧夫戸の戸主地位継承シミュレーション

荒井説を踏まえれば、「嫡子兄」久比と「嫡子」忍勝は異母兄弟と考えられ、久比は戸主神人牧夫の前「妻」の「嫡子」であったと考えられる。しかし久比の母である「妻」の死亡により縣主族小多閑賣が新たに「妻」に立てられ、その長子忍勝が「嫡子」となり、久比は「嫡子兄」と位置づけ直され戸籍に記載されたと推定される。「世代内継承」では、大宝二年時点では世代・年齢の上で「嫡子」忍勝25歳よりも「弟」小牧61歳が次の戸主継承候補者であることはいうまでもない。しかし、その五年後に戸主神人牧夫、「弟」の小牧、小牧の「嫡子」布手がいずれも死亡した場合、次の戸主は「嫡子兄」久比ではなく、「妻」(母) 縣主族小多閑賣が生存している「嫡子」忍勝となるわけである。そして忍勝が戸主になった時点で、久比は「戸主兄」として位置づけ直されることになる。ただし新戸主忍勝の死亡後は、久比が40歳以上の年長者になっていれば、忍勝の次の戸主は「戸主兄」久比となるのである。

つまり「戸主兄」とは、「妻」の地位の変動に伴って「妻」の長子としての「嫡子」の地位が移動することによって発生した「嫡子兄」が、「弟」の戸主就任後にもその「兄」であり続けた者と考えられる。一方、「戸主兄」は、戸主同世代傍系親族の筆頭として世代・年齢条件的に戸主の次の継承候補者と位置づけられていたと推察される。戸主の地位は終身制⁽⁴⁴⁾であるため、同世代の弟戸主が生存するかぎり「戸主兄」はその地位のままであり続けるが、戸籍は戸主を戸内最年長者とするのが原則なので、やがては戸主に任用されることで解消される親族名称とみなされていたはずである。「戸主兄」がわずか4戸に5人しかみえない理由は、こうした事情によると考えられる。

以上、戸主より年長の「同党」と「兄」は、いずれも戸主の年齢条件を満たさない若年(30歳代以下)の子世代に戸主の地位継承が移行した時に、親世代の「妻」(=母)の長子(「嫡子」)が戸主に選ばれるという、「世代内継承」原理によって生まれた存在であった。すなわち、戸主年長「同党」は、「同党」の父の「妻」(=「同党の母」)の不在/「同党」の伯叔父の「妻」(=「同党の姑」)の存在という条件の下で、「同党」の伯叔父の「妻」(=「同党の姑」)の「嫡子」が戸主となるこ

とで発生したもの、「戸主兄」は「兄」の母（父の前「妻」）の不在という条件の下で、存命の異母（父の後「妻」）から生まれた「弟」が「嫡子」を経て戸主となることで生じたものと考えられる。つまり戸主子世代以下（年齢30歳代以下）の戸主の地位継承は、母（＝父の「妻」）の有無によって定められた戸主および戸主同世代男性親族の複数の「嫡子」たちによって担われていたのである。

そしてこの点こそが、「妻」が戸内年長の2～3番目までの男性に対し世代順・年齢順に同籍された理由であった。戸主の地位は、年長の男性傍系親（「兄」「弟」「同党」）によって世代内で継承されるわけだが、子世代に地位継承が移った時には、これら戸主男性傍系親の長子が戸主の継承候補者＝「嫡子」となる。しかし子世代継承は、40歳代以上の年齢条件を満たさない戸主の若返り＝若年戸主を生み出す可能性が高いため、父のいない若年戸主の後見人として母（元「妻」）の存在が不可欠となる。そこで国家は、子世代に戸主の地位継承が移った時、子どもたちの誰かがスムーズに戸主に就任できるように備えて、あらかじめ将来の後見人となる「妻」たちを戸内2～3人の年長男性に同籍しておき、その長子たちを戸主継承候補者＝「嫡子」として設定したのである。

なお、ここに見える複数の「妻」と複数の「嫡子」の関係は、「家」成立以後における1人の正妻と1人の嫡子の関係とは著しく異なっているが、七世紀以前における王位の世代内継承を生み出す装置であったキサキと大兄の関係とはよく似ている。大兄は同母兄弟中の長子＝王位継承候補者でありキサキの数だけ複数いるわけだが、一方、「嫡子」も戸主継承候補者で年長男性親族の「妻」の数だけ複数存在する。ただし、一人の大王には複数のキサキと大兄が存在するが、一人の戸主には一人の「妻」と一人の「嫡子」しか設定されておらず、その点にキサキ－大兄制と「妻」－「嫡子」制の違いがある。

以上述べてきた戸主の「世代内継承」システムをモデル化すると、図4のようになる。

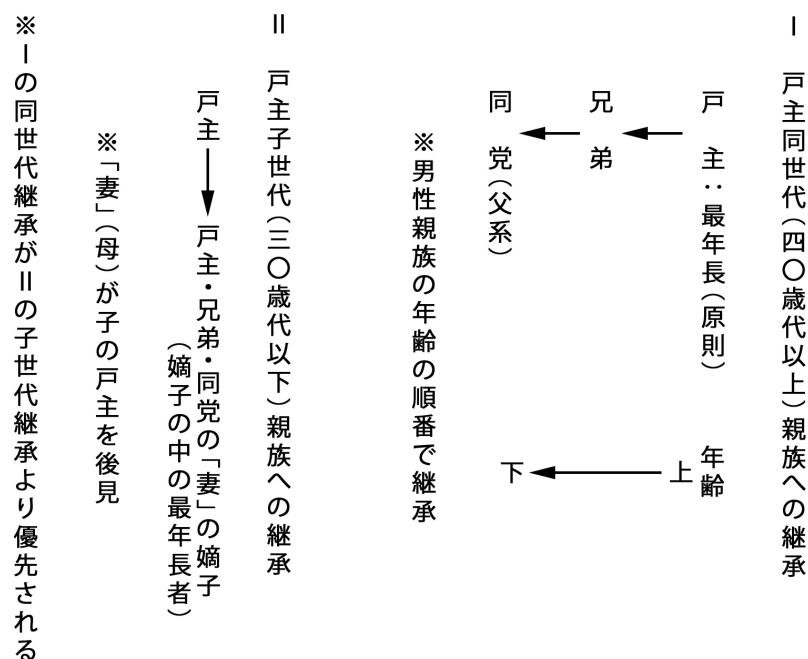


図4 戸主の「世代内継承」モデル

⑥……………「世代内継承」と寄口

以上、半布里では「世代内継承」原理により戸内の最年長者（長老）を戸主とする体制を維持する一方、代替わりによって生まれる若年戸主の後見人として「妻」の地位を定めていた事実を指摘した。残された問題のひとつは、寄口に「妻」と「嫡子」が設定されている点である。「嫡子」が戸主継承候補者、「妻」がその後見人としての「嫡子」の母であるならば、寄口に「妻」と「嫡子」が同籍されているのはなぜであろうか。

寄口の性格については、これまで女系親族とみる説⁽⁴⁶⁾と下層農民とみる説⁽⁴⁷⁾が対立してきたが、仮に寄口を女系親族や下層農民とみた場合、戸主の地位継承と関わる「妻」と「嫡子」を同籍する必要はないだろう。寄口についてはより詳細な検討が必要であるが、ここでは、この問題に論点を絞り、最小限、論じておきたい。

問題究明の手がかりは、本庄総子の寄口研究にある⁽⁴⁸⁾。本庄は、従来の女系親族説、下層農民説を批判し、御野国戸籍の寄口について、各里の1戸あたりの課丁数を均等化するために人為的に分割され、戸に分配された戸口と位置づけた。すなわち、戸ごとの課丁数は実態としてバラツキがあるため、不足する戸に寄口を寄せ付けて1戸の課丁数を確保し、もって7世紀戦時体制の維持を図ったとみるのである。この本庄説に従うならば、御野国戸籍の寄口は純粋な編戸手続きの所産であり、寄口と戸口に本質的⁽⁴⁹⁾性格の相違はないことになる。そして、こうした考え方は、寄口に「妻」と「嫡子」が設定されている背景の理解を促すように思われる。

表14は、戸主・戸口と寄口それぞれに所属する男性の「妻」同籍数を調べ、対照したものである。

まず戸主・戸口と寄口の戸別の男性数を数え平均値を算出すると、戸主・戸口が8.8人、寄口が3.3人となる。このうち「妻」を同籍する男性数は、戸主・戸口の平均人数は2.0、寄口のそれが0.6、戸全体では2.2となっている。戸主・戸口に注目すると、「妻」を同籍する戸主・戸口男性0～1人の戸が19戸存在しており、これらの戸では1戸の「妻」の平均人数2.2に対して1～2人不足している。しかし表14を検討すると、これら戸主・戸口の「妻」不足戸に対して、不足戸に付貫された寄口が「妻」を同籍することで戸ごとの「妻」同籍数のバラツキが調整され、里内で均一化が図られているように見える。

具体的に確認してみよう。表14を見ると、戸主・戸口の「妻」同籍数が3人以上の戸は16戸存在する。この16戸のうち、寄口が「妻」を同籍している戸は2戸（戸番47・50）で、残り14戸の寄口は「妻」を同籍していない。一方、寄口「妻」を同籍する戸は、1戸（戸番50）の例外を除き、すべて戸主・戸口の「妻」同籍数が3人未満の戸に限られている（網掛けの戸）。このことから、少数の例外はあるものの、寄口とその「妻」の同籍は、戸全体の「妻」同籍男性数を増やし均等化する機能を果たしているようにみえる。

上述したとおり、戸主の継承を目的として1戸にそれぞれ2～3人の「妻」と「嫡子」の同籍が目指されたとみるならば、「妻」「嫡子」同籍男性が0～1人という戸は世代交代時に戸主候補が立てられないリスクを内包している。そこで、半布里では「妻」「嫡子」を同籍する男性が乏しい戸に対して寄口を補填し、それにより戸主継承候補者の補充を試みたのではないだろうか。したがって、「妻」を同籍する「寄人」とその「嫡子」は、戸口（「戸主兄」「戸主弟」「戸主同党」）に設定

表14 戸主・戸口と寄口の「妻」を同籍する男性数とその合計数

戸番	戸主・戸口 「妻」同籍者	寄口 「妻」同籍者	合計	戸番	戸主・戸口 「妻」同籍者	寄口 「妻」同籍者	合計	
1	1	1	2	29	1	0	1	
2	3	0	3	30	4	0	4	
3	0	0	0	31	1	0	1	
4	1	1	2	32	4	0	4	
5	4	0	4	33	3	0	3	
6	3	0	3	34	1	0	1	
7	2	0	2	35	3	0	3	
8	1	0	1	36	2	0	2	
9	2	0	2	37	2	0	2	
10	1	0	1	38	4	0	4	
11	2	1	3	39	1	0	1	
12	1	1	2	40	3	0	3	
13	1	1	2	41	2	0	2	
14	1	0	1	42	3	0	3	
15	2	1	3	43	0	0	0	
16	2	0	2	44	2	0	2	
17	2	0	2	45	2	1	3	
18	2	0	2	46	1	0	1	
19	3	0	3	47	3	1	4	
20	2	0	2	48	2	0	2	
21	2	0	2	49	0	0	0	
22	1	0	1	50	3	1	4	
23	0	2	2	51	2	0	2	
24	2	0	2	52	4	0	4	
25	2	1	3	53	3	0	3	
26	1	0	1	54	2	0	2	
27	1	0	1	合計	108	12	120	
28	5	0	5					
							平均	2.2

された「嫡子」と並んで、戸主の候補とみなされていた可能性が高い。戸主の地位継承資格という点において、戸口と寄口に本質的な性格の違いはないとみられるのである。

では寄口とは、そもそも戸主・戸口といかなる関係を持ち、また戸主の地位継承とどのように関わるのだろうか。「世代内継承」では、戸主⇒「兄・弟」⇒「同党」へと年長順に戸主の地位が移行していく。そして死亡した前戸主の「同党」が地位を継承した時点で、前戸主の「妻」「嫡子」は新戸主の「同党」(=死亡した前戸主)の「妻」「嫡子」に改められることになる。ちなみに半布里戸籍では、「同党」の「妻」は、「戸主同党」8人・「戸主同党弟」1人の計9人の「同党」に同籍されている。すでに杉本一樹が指摘しているように戸籍の親族名称で表記できる親族の範囲は、「同党」本人から見た「同党」(戸番45:「同党」秦人所波の「同党」金椅)までであり、「同党」の「嫡子」同士の関係(再従父兄弟)を親族名称で表すことはできない⁽⁵⁰⁾。

以上の点を踏まえ、たとえば「世代内継承」により、戸主の地位がA戸主⇒B「弟」⇒C「同党」⇒D「戸主の嫡子」⇒E「戸主(D)の弟」⇒F「戸主(D)の同党」の順に継承されるパターンを想定してみよう(図5)。この場合、Dが戸主になった時点で、DとGの関係は再従父兄弟の関係となるので、戸籍上に親族名称を表すことができない。しかも五十戸制の枠組みから戸数の増加に制約が加えられているので、戸の分立も容易ではない。そこで、編戸に際して再従兄弟以上の遠縁の男性とその近親者を戸から析出した上で寄口として位置づけた(G)のではないだろうか⁽⁵¹⁾。

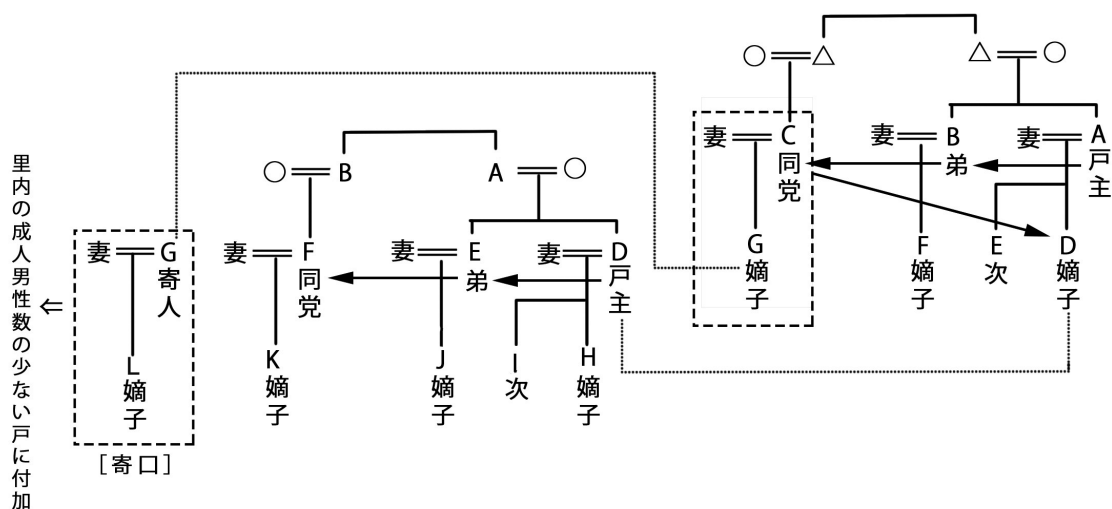


図5 「世代内継承」と寄口の析出

なお、寄口が「同党」から析出された遠縁の親族であった可能性は、寄口における成人男性の「妻」同籍率が、一般戸口の「同党」と近似していることから推察できる。表15は、戸主・戸口と寄口において、「妻」同籍男性が15歳以上男性の中に占める割合を男性が有する親族名称ごとに確認、比較したものである。

表15を見ると、「寄人」の「妻」同籍率43%は「戸主同党」の「妻」同籍率44%にもっとも近似した値となっている。この点から見ると、戸籍上、「寄人」は「同党」と近似した位置づけが与えられていると考えられる。それは、「世代内継承」の末端に位置づけられた「同党」から寄口が析出された事実を映し出しているのである。

ただし、編戸の過程で析出された寄口は、析出母体となった戸にかならずしも付加されるわけではなかった。半布里戸籍では有姓の寄口男性26人のうち、戸主と異姓の寄口が17人確認される。したがって、少なくともこの17人は戸主父系親族ではない。この点を勘案すると、寄口は編戸の過程で析出後、析出母体の戸とは関わりなく、本庄が指摘した課丁数、及び本稿で指摘した「妻」「嫡子」の数の不足する戸に付加された可能性が高い。

以上、本節で述べた点を要約すると、以下のように整理できる。「世代内継承」により「同党の

表 15 15歳以上の男性に占める「妻」同籍男性の割合

戸主・戸口	「妻」同籍者／ 15歳以上男 (%)	寄口	「妻」同籍者／ 15歳以上男 (%)
戸主	83		
戸主兄	80		
戸主弟	60		
戸主同党	44	寄人	43
戸主同党弟	14	寄人弟	22
戸主嫡子	31		
戸主子	9		
戸主兄嫡子	25		
戸主兄子	33		
戸主弟嫡子	22		
戸主甥	47		
戸主甥嫡子	75		

(単位：%)

嫡子」に戸主が継承された場合、前戸主の子は新戸主から見ると再従父兄弟（新戸主父の「同党の子」となるために親族名称が付与できなくなり、前戸主の子は寄口として析出される。しかし寄口は母体となった戸に付貫されるとは限らず、新たな編戸に際して里内の「妻」や「嫡子」、あるいは課丁数の不足する戸に補填された。それにより、戸主候補が少ないために生じる戸の継承リスクの回避が試みられたのである。つまり、編戸の過程で一次的に編成された親族集団（「プレ戸」とでもいべき集団）が約五十戸にとりまとめられる段階で、一方は戸主・戸口に、一方は寄口として位置づけられ、両者を分離・接合するかたちで最終的に戸が編成されたと考えられる。⁽⁵²⁾

むすびにかえて —「妻」の付貫と母兄の編戸方法

以上、戸籍にみえる女性の親族名称＝続柄、および「妻」付貫の問題を素材に「世代内継承」原理に基づく編戸プロセスについて試論を提示した。最後にそこから導き出された論点を踏まえ、冒頭で述べた半布里戸籍の基本ユニットを構成する母兄単位（母兄＋夫、母兄片籍）がいかなるプロセスを経て戸に編成されたのかという問題に立ち返り、その答えを述べることで結びにかえたい。

母兄単位の約8割を占める母兄＋夫のユニットは、戸籍上に「妻」＋女兒、「亡妻」＋女兒、「妾」＋女兒、「亡妾」＋女兒として現れている。そのうちの多数を占める「妻」は、戸主と戸主同世代傍系親である「戸主兄弟」「戸主同党」を中心に戸内で年齢順位が1～3位までの年長男性に優先的に同籍された。「妻」を同籍した戸主同世代傍系親男性を戸主継承候補者とし、「妻」の長子を「嫡子」とすることで、世代交替により「嫡子」が若年で戸主に就任した時の後見人として「妻」を位置づけたのである。こうした年長・高齢者優先の戸主選定原理から、戸内で世代と年齢順位が低く未だ戸主の地位継承候補と目されなかった若年男性は、たとえ女性と婚姻関係にあっても「妻」

を同籍する必要性が生じなかった。つまり戸籍上の「妻」とは、同居の有無に関わらず、国家が戸主と戸主継承候補者の配偶者女性に付与した地位呼称とみるのが妥当である。この点から、「妻」の同籍・別籍と婚姻居住の実態は原理的に無関係といえるだろう。

一方、母児単位の約2割を占める夫を同籍しない母+女兒のユニット（母児片籍）は、母の夫が若年ゆえに戸の継承候補者とみなされず、母+女兒が夫の戸に移貫されず出身戸に留められたケースと考えられる。なお、母児片籍の検討はすでに旧稿⁽⁵³⁾で済ませているので、合わせて参照されたい。

表16 父+女兒のユニット（父児片籍）に見える父の年齢と年齢順位

ID	戸番	姓	名	年齢	戸主姓	続柄表記	続柄	父の年齢	父の年齢順位
47	2	(無姓)	伊怒賣	4	縣主族	寺兒	戸主弟の兒	32	4
55	3	(無姓)	若賣	4	物部	戸主兒	戸主の兒	47	1
56	3	(無姓)	飯賣	3	物部	次	戸主の兒	47	1
265	12	(無姓)	伊豆志賣	2	神人	稲寸兒	戸主嫡子の兒	20	2
356	16	(無姓)	廣津賣	3	守部	古閑兒	戸主弟の兒	42	3
435	20	(無姓)	嶋賣	4	秦人	也里都兒	戸主孫の兒	28	3
500	24	(無姓)	弥祁志賣	10	神人	久比兒	戸主嫡子兄の兒	31	4
501	24	(無姓)	都布良賣	3	神人	次	戸主嫡子兄の兒	31	4
506	24	(無姓)	古理賣	3	神人	布奈手兒	戸主弟嫡子の兒	39	3
534	26	(無姓)	小依賣	23	生部	安津兒	戸主弟の兒	54	2
535	26	(無姓)	加々弥賣	19	生部	次	戸主弟の兒	54	2
546	27	(無姓)	多々弥賣	13	秦人	目伎兒	戸主弟の兒	48	2
547	27	(無姓)	屋波良賣	11	秦人	次	戸主弟の兒	48	2
548	27	(無姓)	都賣	8	秦人	次	戸主弟の兒	48	2
562	28	(無姓)	多須賣	7	秦人	小依兒	戸主嫡子の兒	30	4
583	29	(無姓)	知怒賣	25	秦人部	小己里兒	戸主子の兒	50	4
585	29	(無姓)	真怒賣	11	秦人部	知怒賣弟	戸主子の兒	50	4
586	29	(無姓)	小梗賣	8	秦人部	次	戸主子の兒	50	4
587	29	(無姓)	嶋賣	42	秦人部	堅牛兒	戸主同党の兒	64	2
588	29	(無姓)	伊尼賣	4	秦人部	大屋兒	戸主同党嫡子の兒	35	5
700	34	(無姓)	多麻賣	19	神人	戸主兒	戸主の兒	46	1
701	34	(無姓)	小玉賣	17	神人	次	戸主の兒	46	1
702	34	(無姓)	梗賣	5	神人	次	戸主の兒	46	1
739	35	(無姓)	宮賣	2	縣主族	屋奈弥兒	戸主同党嫡子の兒	19	6
766	37	(無姓)	意利麻賣	20	秦人	戸主兒	戸主の兒	40	2
767	37	(無姓)	弥曾賣	12	秦人	次	戸主の兒	40	2
885	44	(無姓)	与志賣	7	不破勝族	伎多麻呂兒	戸主嫡子の兒	30	3
1003	49	(無姓)	刀自賣	20	敢臣族岸臣	戸主兒	戸主の兒	44	1
1076	52	(無姓)	飯依賣	7	秦人	己乃弥兒	戸主弟の兒	28	4
1093	53	(無姓)	志祁賣	33	秦人	戸主兒	戸主の兒	69	1
							中央値	45	2

要点のみ述べておくと、半布里戸籍では、母のもとに片籍された戸主子世代以下の女兒は1歳～15歳までの子どもに限られており、別戸に付貫された母の夫（女兒の父）は低い年齢順位に位置する男性と想定される。

残る問題は、30例存在する父+女兒のユニット（父兒片籍）の存在である。そこで最後に、父兒片籍30例について父の年齢と戸内年齢順位を確認・検討しておく（表16）。

父兒片籍が生まれた背景については、次の2つの可能性が想定される。第一は女兒の出生時から女兒が父方に付貫されていたとするもの、第二は女兒の母が戸主・戸主継承候補男性の「妻」として付貫された際に母とともに父方の戸に移貫されたが、その後、母（「妻」）が死亡等により不在となったため、女兒だけが父方の戸に残されたとみる考え方である。まず女兒の父本人の続柄を確認すると、戸主9件、「戸主の弟」8件、「戸主の同党」1件、「戸主の嫡子」3件、「戸主の嫡子兄」2件、「戸主の子」3件、「戸主弟の嫡子」1件、「戸主同党の嫡子」2件、「戸主の孫」1件となっており、戸主同世代親族（戸主・「弟」・「同党」）と「嫡子」で女兒の父全体の80%を占めている。一方、父の戸内での年齢順位は上位1～4位までで28件（93%）、父の年齢の中央値は45歳、戸内年齢順位の中央値は2位となっている。つまり父兒片籍の事例は、そのほとんどが年齢・戸内年齢順位ともに高く、「世代内継承」における戸主・戸主継承候補者に該当する男性の条件に当てはまるといえる。したがって父+女兒のユニットが発生した要因は、第二の可能性、すなわち女兒の母が他戸の男性の「妻」となって後に不在となり、女兒が父方の戸に残留したケースとみることができるのではないだろうか。

以上の考察から、原則として女性は、出生時には父の兒ではなく母の兒として戸籍に付貫されたと考えられる。女兒が父方の戸に付貫されるのは、夫と別籍されていた女兒の母が編戸により「妻」として夫の戸に移貫され、それに合わせて母とともに父方の戸に移される時点であった。これまで母兒片籍は、戸主と「妻」を軸に父系で編成された戸の末端に現れた母系に基づく「例外」事例と位置づけられてきた。しかし以上の検討結果から、それは編戸の「例外」ではなく、母を「妻」とするか否かによって女兒の付貫先を父方（母兒+夫）、母方（母兒片籍）いずれかに決定するという、編戸のプロセスが生み出した女性の付貫形態を示していたといえるのである。つまり、出生したすべての女兒は、国家によってまずは母を通して把握され、次いで母が年長男性＝戸主・戸主継承候補男性の「妻」として付貫されることによって、はじめて父方の戸に編成されたと指摘できる。

なお、男子の編戸については本論では検討できなかったが、男性は出生時からすべて父方付貫の原則が貫かれていることは確実である。⁽⁵⁴⁾ただし編戸が男性年長者を戸主に選定することから始まり、⁽⁵⁵⁾また男性戸主・戸口が世代別・年齢順に親族名称を付与されていた事実を勘案すると、国家は女兒把握に先んじて男子のみを村落の年齢秩序に基づいて掌握していた可能性が⁽⁵⁶⁾ある。この点については別途、検討を要するが、紙幅も尽きたので今後の課題としておきたい。

最後に、以上述べてきた女性の編戸形態を図式化し、モデルとして提示しておく（図6）。

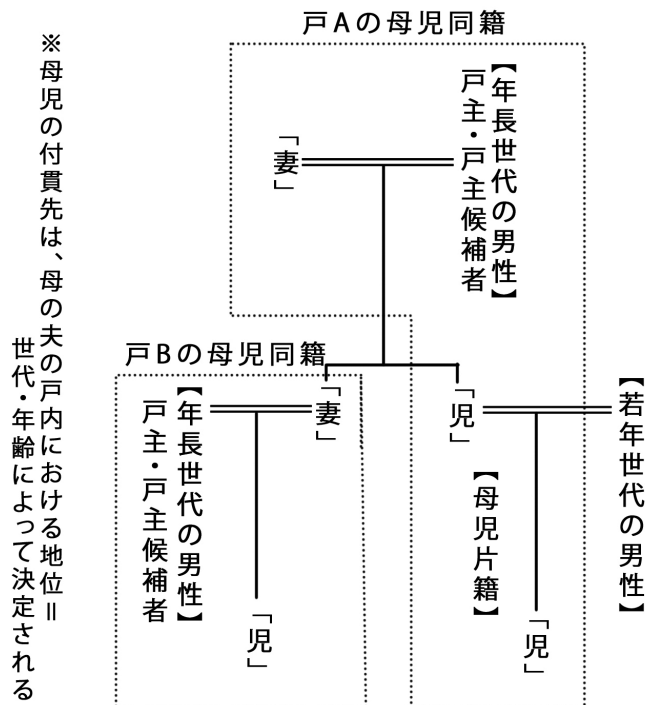


図6 女性の編戸モデル

註

(1)——南部昇「戸籍・計帳研究史概観一岸・平田理論いわゆる「歪拡大説」・「家族構成非再現説」の検討を中心に」(同『日本古代戸籍の研究』吉川弘文館、1992年。初出1976～79年)、杉本一樹「編戸制再検討のための覚書」(同『日本古代文書の研究』吉川弘文館、2001年。初出1984年)、義江明子「日本古代の戸籍と家族」(同『古代女性史への招待 <妹の力>を越えて』吉川弘文館、2004年。初出1990年)、関口裕子「古代家族・共同体論の研究史の検討」(同『日本古代家族史の研究 上』塙書房、2004年)、明石一紀「編戸制研究の課題—学説批判」(同『編戸制と調庸制の基礎的考察 一日・朝・中三国の比較研究』校倉書房、2011年)、荒井秀規「古代戸籍研究と大嶋郷戸籍」(葛飾区郷土と天文の博物館編『東京低地と古代大嶋郷—古代戸籍・考古学の成果から—』名著出版、2012年)、田中禎昭「戸籍と古代社会」(佐藤信監修・新古代史の会編『テーマで学ぶ日本古代史 社会史料編』吉川弘文館、2020年)。
(2)——戸籍研究史の分類と学説系統の名称について

は、義江明子前掲註(1)論文を参照。

(3)——a 今津勝紀『日本古代の税制と社会』(塙書房、2012年)、b 同『古代の家族と女性』(『岩波講座 日本歴史 第4巻』(岩波書店、2015年)、c 同『戸籍が語る古代の社会』(吉川弘文館、2019年)。

(4)——杉本前掲註(1)著書。

(5)——明石前掲註(1)著書。

(6)——W.W.Farris, *Population, Disease, and Land in Early Japan, 645-900*, Cambridge University Press, 1984. ファリスは人口統計学の方法を用いて8世紀の戸籍・計帳のデータの信頼性を検証し、半布里戸籍が最もデータの信頼性が高いことを証明している。

(7)——本稿では半布里戸籍の検討のために作成したデータベースを分析に使用している。データベース作成にあたっては、『岐阜県史』史料編所収の同戸籍翻刻文を底本に、宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』二(正集二十四)・五(統修二・三)、国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』(坂口茂所蔵文書)、宮内庁

ホームページ「正倉院宝物検索」掲載の正倉院文書マイクロフィルムにより影印校合の上、新たに作成した。なお校合に当たっては、『大日本古文書』一、『寧楽遺文』上、『富加町史』上巻、『続日本紀史料』第一巻の釈文を参照した。

(8)——本稿は半布里戸籍単独の分析を試みたもので、今後、他戸籍との比較が課題となる。ただし本論考があえて半布里戸籍単独の分析としたのは、一つの戸籍を徹底的に分析することで見えてくる編戸の方法を提示したいと考えたからでもある。戸籍が郡単位で編戸方針に違いがあるとする南部昇の学説（前掲註(1)著書）に従えば、むしろ他戸籍の情報を入れると結論に誤りを生じる恐れがある。今後の戸籍研究は、単独戸籍の徹底分析を個別論文で行い、それらを積み重ねて戸籍制度全体の解明を試みるべき、というのが筆者の立場である。

(9)——義江明子『日本古代女性史論』（吉川弘文館、2007年）。

(10)——戸籍のデータベースの統計的分析方法については、前掲註(6)ファリス論文のほか、今津勝紀「古代史研究におけるGIS・シミュレーションの可能性—家族・村落・地域社会、日本古代社会の基本構造—」（新納泉・今津勝紀・松本直子『シミュレーションによる人口変動と集落形成過程の研究 科学研究費補助金萌芽研究 研究成果報告書』2005年）、同「日本古代人口変動シミュレーションの技術的検討」（『岡山大学文学部紀要』73、2020年）、田中禎昭『日本古代の年齢集団と地域社会』（吉川弘文館、2015年）を参照。

(11)——吉田孝「律令時代の氏族・家族・集落」（同『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年）。

(12)——清水昭俊「ウヂの親族構造」（『日本の古代 第11巻 ウヂとイエ』中央公論社、1983年）。

(13)——吉田前掲註(11)論文、同「ウヂとイエ」（同『続律令国家と古代の社会』岩波書店、2018年。初出1982年）。

(14)——吉田晶「日本古代の個別経営に関する諸問題—大宝二年御野国戸籍を素材として」（『市大日本史』12、大阪市立大学日本史学会、2009年）。

(15)——今津前掲註(3)a・c著書、同b論文。以下、今津説の引用は同著書・論文による。

(16)——杉本一樹前掲註(1)著書。

(17)——井上光貞『日本古代史の諸問題 大化前代の国家と社会』（思索社、1949年）、宮本敦「戸籍と計帳」（同『日本古代の家族と村落』吉川弘文館、2006年。初出1971年）。

(18)——関口裕子「日本古代家族の規定的血縁紐帯」（同『日本古代家族史の研究 下』塙書房、2004年）。

(19)——南部昇前掲註(1)著書、同「御野国戸籍母方付貫者の検討—加毛郡半布里戸籍を中心に—」（佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の社会と政治』吉川弘文館、1995年）参照。南部は、戸籍は父と子は同居・別居に関係なく同籍すべきという「父子同貫主義」に基づき編成されたという主張に基づき、半布里戸籍の母方付貫は里内の下層農民に対して見られる現象で、上層農民には父子同貫が徹底されていたと論じている。南部の身分階層論については、戸籍データ分析について、逐一、検証が必要であるが、本稿では半布里データの独自の分析結果から、南部とは異なる解釈が導き出せることを主張するのにとどめたい。

(20)——関口は、所生子母貫（母子片籍）の実例は「人民把握方式の原則が一貫して父系である以上、同籍率・父貫率も常に高くなるはずだが、それと反する」現象であるゆえに、当時の社会の規定的血縁紐帯が母系であると論じている（前掲註(18)著書760頁）。しかしこの議論は、関口自身が認めているように間接的な証明にとどまっている。父系実態説批判がかならずしも全面的なものにならないのは、関口が戸籍による「人民把握方式の原則が一貫して父系」という通説を前提にしているからに他ならない。本稿はもっとも情報量の豊かな半布里戸籍を素材にして、この「前提」そのものを批判し、もって関口説のラディカルな徹底化を図ることを意図している。

(21)——坂上康俊「嶋評戸口変動記録木簡をめぐる諸問題」（『木簡研究』35、2013年）、同「大宝令以前の戸籍・計帳制度—嶋評戸口変動記録木簡の意義」（『学会会報』898、2013年）、同「太宰府市国分松本遺跡出土木簡について」（『考古学ジャーナル』649、2013年）。

(22)——関口前掲註(18)論文。

(23)——たとえばこうしたカテゴリー分類に基づく研究成果として、榎佳子「夫婦の同籍と片籍」（新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』東京堂出版、2003年）、田中禎昭「籍帳にみる古代の子ども—半布里戸籍における片籍の分析—」（『総合女性史研究』36、2019年）等がある。

(24)——御野国戸籍にみえる「姑」については、布村一夫『正倉院籍帳の研究』（刀水書房、1994年）、南部昇前掲註(1)著書参照。「某姑」とされる女性には(a)無姓者、(b)「某」の同姓者、(c)「某」の異姓者の3パターンあり、(a)は父の姉妹ということで見解が一致し

ている。(b) (c) については、「妻の母」とする布村説と「伯叔父の妻」とする南部説で見解が分かれているが、筆者は南部説を支持する。

(25)——関口裕子『日本古代婚姻史の研究 上・下』(塙書房, 1993年)。

(26)——義江明子前掲註(9)著書。

(27)——この問題は、戸実態説では夫婦同籍=同居とみる視点から差別的夫婦同居(戸主層)一別居(戸口層)制の表れと把握されている(石母田正「古代家族の形成過程—正倉院文書所収戸籍の研究—」『石母田正著作集二』岩波書店, 1988年。初出1942年)。一方、父系擬制説では、戸籍以外の史料の検討から8世紀の家族を「母子+夫」(義江明子の定義)ととらえ、「妻」「妾」の夫方への付貫は国家による擬制にすぎないとみられており、夫婦同籍・別籍の意味自体は問題とされていない。そこで、本稿では父系擬制説の立場から、改めて夫婦同籍・別籍の条件を検討している。

(28)——古代戸籍に見える「妻」「妾」については、律令を通して中国の妻妾制を機械的に導入したものでその実態は「妻妾不分離」であったとする関口裕子の見解(同「律令国家における嫡妻・妾制について」『日本古代婚姻史の研究 下』塙書房, 1993年。初出1972年)をめぐって論争がある。長久保恭子「養老五年籍の嫡子・嫡弟」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊7, 1980年)、中田興吉「大宝二年戸籍にみえる妻と妾」(同『日本古代の家族と社会』清文堂出版, 2007年。初出1991年)、荒井秀規「大宝・養老期の戸籍に見る嫡子と妾子」(吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房, 2014年)等を参照。

(29)——八世紀における婚姻年齢については、吉村武彦「ウヂ・イヘ・女・子ども」(日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座 6』雄山閣, 1991年)、小林茂文『周縁の古代史 王権と性・子ども・境界』(有精堂, 1994年)を参照。

(30)——「妻」が高齢者に優先して同籍される傾向は、養老五年(721)下総国葛飾郡大嶋郷戸籍にもみられる現象である(田中禎昭前掲註(10)著書, 同「編戸形態にみる年齢秩序—半布里戸籍と大嶋郷戸籍の比較から—」『専修人文論集』99, 2016年)。

(31)——田中禎昭「古代戸籍における戸主の地位継承—大嶋郷戸籍と半布里戸籍の比較から—」(『すみだ郷土文化資料館研究紀要』3, 2017年)。

(32)——吉田孝は村落内の相対的な「有力者をまず戸の編成責任者に指定し、かれらが組織した集団を戸に編成

するという形で、編戸が行われた」と指摘する(吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店, 1983年, 204頁)。また杉本一樹は、「編戸には、戸主が決まった時点論理的起点として、I誰がその戸の戸口となるか、IIその戸口がどのような身分関係において(親族・寄口等)戸籍に記載されるか、という二つの段階が論理的に存在する」と主張する(杉本前掲註(1)著書, 578頁)。一方、明石一紀は律令制的な編戸の方法について「A戸主の確定(資格・継承)、B配偶者・子女の帰属方式、C同籍範囲、D分戸の規定、E課丁数の基準、等の戸口編付の諸原則」から成り立つと述べている(明石前掲註(1)著書, 34頁)。三氏とも編戸が戸主の選定から始まるとみる点については見解が一致しており、本稿もそれを支持する。

(33)——戸主の地位継承については、研究史整理を含め、田中前掲註(31)論文で詳しく検討したので合わせて参照されたい。以下、旧稿の引用は同論文による。

(34)——南部前掲註(1)著書。

(35)——飛内悠介「古代戸籍にみえる戸主—その地位の継承と「編戸」の原理—」(『道歴研年報』8, 2008年)。

(36)——田中前掲註(10)著書, 同「八世紀における戸主の任用と年齢秩序—大宝二年御野国加毛郡半布里戸籍の検討—」(『専修大学人文科学年報』49, 2019年)。

(37)——なお、本来、世代内継承は皇太子制成立以前の大兄制段階における大王位の継承原理として使用されている概念である。古代王権の世代内継承論については大平聡「日本古代王権継承試論」(『歴史評論』429, 1986年)、仁藤敦史『女帝の世紀—皇位継承と政争—』(角川選書, 2006年)、義江明子『日本古代女帝論』(塙書房, 2017年)を参照されたい。大王位と戸主の地位継承に同一の概念を用いる点に躊躇もあるが、両者の類似性を踏まえ、本稿では戸主の地位継承の特質を「世代内継承」とカッコをつけて仮称した。

(38)——田中前掲註(36)論文。

(39)——南部昇「味蜂間郡春部里戸籍にみえる無姓者について」(前掲註(1)著書第二章。初出1974年)。

(40)——大兄制については荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館, 1985年)参照。

(41)——荒井秀規前掲註(28)論文。

(42)——「戸主兄」に関する研究史の整理と批判は、田中前掲註(31)論文参照。

(43)——なお「嫡子兄」久比31歳は半布里戸籍に「両目盲」の注記があり、そのため「嫡子」に選ばれなかったとみる解釈も想定できる。しかし「両目盲」などの病

気は、半布里戸籍では立嫡停止の条件になっていない。たとえば、戸番11の「戸主嫡子」安麻呂14歳は「二目盲」であり、戸番6の「戸主嫡子」己乃弥26歳も「一目盲」で「嫡子」に選ばれている。また、戸番22の縣主族安多65歳は「一枝廃」、戸番25の神人波手56歳も「一枝廃」で戸主となっている。つまり、「目盲」「一枝廃」などの病気は、戸主選定および立嫡を妨げる条件ではなかったことが立証できる。現実には「両目盲」であることが「嫡子」選定に際して考慮された可能性は否定できないものの、「嫡子」の本質的条件は「嫡子母」の生存と後見にあったと考えられる。

(44)——三浦周行「隠居制度論」(同『法制史の研究』岩波書店, 1924年)。

(45)——義江明子前掲註(37)著書参照。

(46)——門脇禎二「上代の地方政治」(藤直幹編『古代社会と宗教』若竹書房, 1956年), 杉本一樹前掲註(1)著書, 中田興吉「寄口編付の契機について」(同『日本古代の家族と社会』清文堂, 2007年。初出1987年), 明石一紀前掲註(1)著書。

(47)——南部昇前掲註(1)著書。

(48)——本庄総子「大宝二年戸籍と寄口—造籍原理とその転換—」(『史林』98-6, 2015年)。

(49)——なお寄口が下層農民ではないことは、御野国戸籍の下々戸に多数の寄口が付貫されていることから明らかである。今津勝紀は下々戸は資産一貫以下の貧戸を指し、御野国戸籍では里内の戸の約8割を下々戸が占めると指摘している(今津前掲註(3)c著書)。寄口が下層

農民ならば、貧戸に多数の下層農民が寄口として付貫されていることになり、その理由が説明できない。この点も寄口=下層農民説を批判する一つの根拠となると考える。

(50)——杉本一樹前掲註(1)著書, 557~560頁。杉本は戸籍では「イトコ以遠の親族関係は戸口間を結びつけるものと機能し得ない」と端的に指摘している。

(51)——井上亘「「寄人」からみた戸」(新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』東京堂出版, 2003年)は、寄人を編戸過程で生み出される「析出戸口」と位置づけている。井上の指摘は本稿の論点とも整合し、賛同できるものである。

(52)——近年、里館翔大は、御野国戸籍の寄口について、編戸過程で生まれた戸の成員に付された親族名称とする学説を提起している(「御野国戸籍の寄人と造籍方針—春部里戸籍・栗栖田里戸籍・肩々里戸籍の検討—」『駿台史学』170, 2020年)。里館説に異論はないが、本論は、編戸による寄口の具体的な析出過程を「世代内継承」論理から明らかにしたものである。

(53)——田中前掲註(23)論文。

(54)——男性については、南部昇の主張する戸籍における「所生子父貫原理」を支持したい。

(55)——田中前掲註(10)著書。

(56)——この点で『日本書紀』欽明天皇三十年春正月条に見える「田部丁籍」は籍帳支配が丁(成人男性)から始まった事実を示唆し、興味深い。

(専修大学文学部, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2021年3月16日受付, 2021年11月26日審査終了)

Mothers and Children in Ancient Household Registers : Families and Organization of Households in the Year 702 as Indicated in Hanyuri Koseki

TANAKA Yoshiaki

Ancient Japanese households (*ko*) may look like patrilineal family units but rather comprise a chain of parent-child units: mother and father + children, father + children, or mother + children. The specific process remains unexplained as to how the nation organized these multiple parent-child units into patrilineal households. Therefore, this paper attempts to examine the household system (*henko*) by focusing on how entries on women were recorded in the household register (*koseki*), specifically the Minonokuni Hanyuri Koseki in 702. A detailed examination of this household register reveals that only some of the married women were registered as a “wife” (*tsuma*), indicating that in principle, the word “wife” was only used when registering the spouses of the eldest man in the family (usually also the head of the household) and of the two or three next eldest men. Thus, the word “wife” in the household register is not only a term of kinship but also a designation of status given to the spouses of male elders in a village. Meanwhile, when a girl was born, she would be registered with her mother at the time of birth, rather than with her father; as the father’s age increased and the mother became designated as a “wife,” the daughter would be transferred into the father’s household with her mother. In other words, in principle, women were designated in the household register with the mother as the fixed point, and it only became possible to integrate mothers and children into the patrilineal system when a woman was given the status designation of “wife” through the household register. This same designation as a “wife” was also an indispensable aspect of creating a household by means of the patrilineal system. In that era, inheriting the status of the head of the household started with a system of patrilineal “intra-generational succession,” i.e., the succession of collateral relatives (brothers, cousins) within the same generation of the eldest head of the household, which was followed by the succession of “legitimate sons” (*chakushi*) in the children’s generation. In this manner, the state attempted to facilitate smooth patrilineal inheritance within households by first registering the spouses of the head of the household and their brothers and cousins as “wives,” and then considering multiple firstborn “legitimate sons” of this generation as candidates for the next generation of household heads, simultaneously positioning the “wives” as the guardians of the young generation of legitimate heirs. Groups of relatives more distant than cousins created by the system of intra-generational succession were described using the term “kikou”; they were assigned to households where there was a shortage of adult men who were eligible to pay tax or a shortage of candidates for inheritance. “kikou”, who were recorded in the household register as having both a “wife” and a “legitimate son,” were viewed as potential successors to the head of household, and there was no difference in status between the “kikou” and members of the household.

Key words : Hanyuri Koseki, household system (*henko*), mother and child + husband, intra-generational succession, age principle
